



最近の税関行政を巡る状況について

～公益財団法人日本関税協会東京支部前橋地区講演会～

平成29年3月22日

東京税関業務部長

上川 純史

目次

1. 我が国の貿易動向

1-1. 輸出入額、差引額の推移	1
1-2. 輸出入額の地域別推移	2
1-3. 輸出入品の推移	3

2. 税関業務の現状

2-1. 業務量の増加	4
2-2. 税関の定員	5
2-3. 訪日外国人旅行者等の増加	6

3. 税関の3つの使命

3-1. 安全・安心な社会の確保	
(1) 不正薬物の摘発状況	7
(2) テロ対策	8
(3) 知的財産侵害物品の取締り	9
3-2. 関税、消費税等の適正・公平な課税	
(1) 関税等収納額等の推移	10
(2) 輸入事後調査及び関税等に関する犯則調査の状況	11
3-3. 円滑な貿易の推進	
(1) AEO制度	12
(2) 輸出入申告官署の自由化	15
(3) EPA等の経済連携の進展	16
(4) TPP協定の概要	20
(5) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化	24
(6) 関税技術協力	27
(7) NACCS型システムの海外展開	28

4. 平成29年度関税改正の概要	29
------------------	----

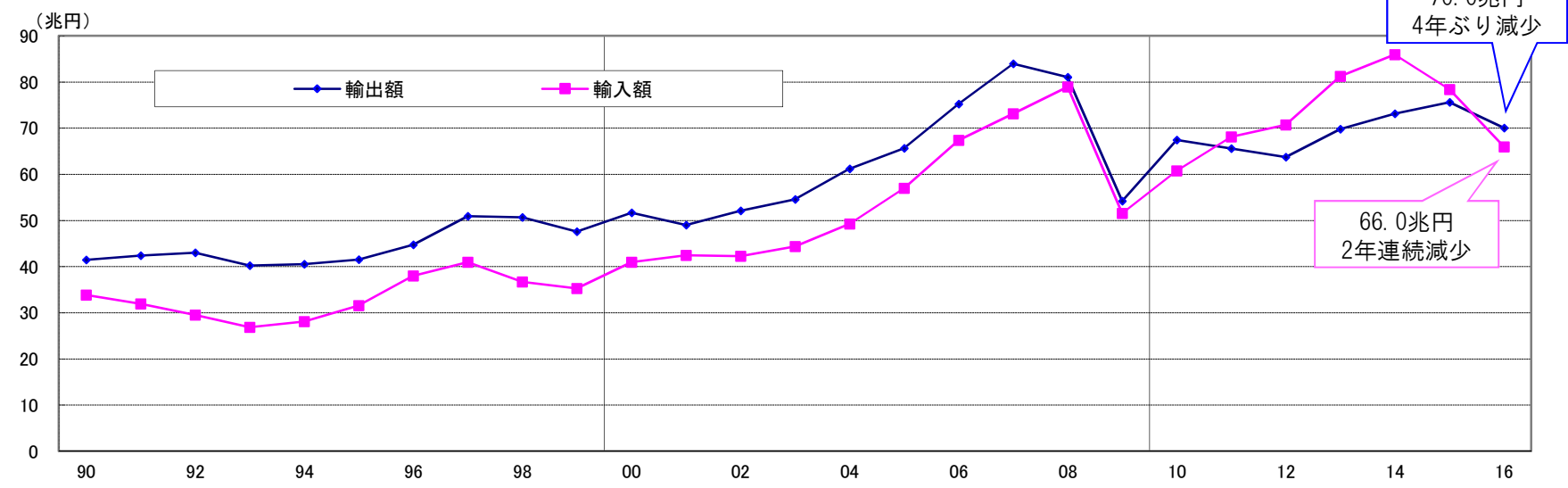
1. 我が国の貿易動向－1. 輸出入額、差引額の推移

◇ 輸出入額・差引額の推移

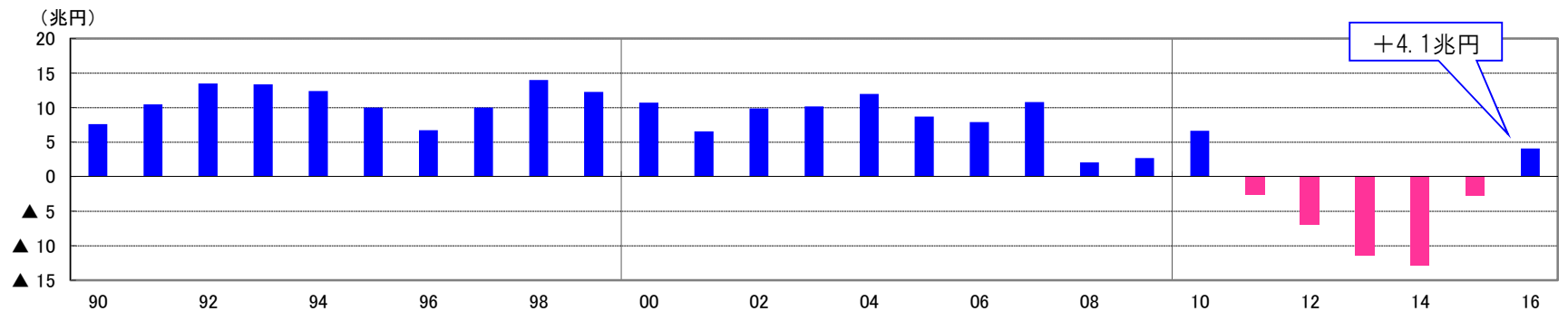
(注) 2016年の輸出は確報値、輸入は9桁速報値

◆ ・ 2016年は輸出額は4年ぶりの減少、輸入額は2年連続の減少、6年ぶりの輸出超過
 ・ 輸出額70.0兆円（対前年伸率▲7.4%）、輸入額66.0兆円（同▲15.9%）

【 輸出入額の推移 】



【 差引額の推移 】



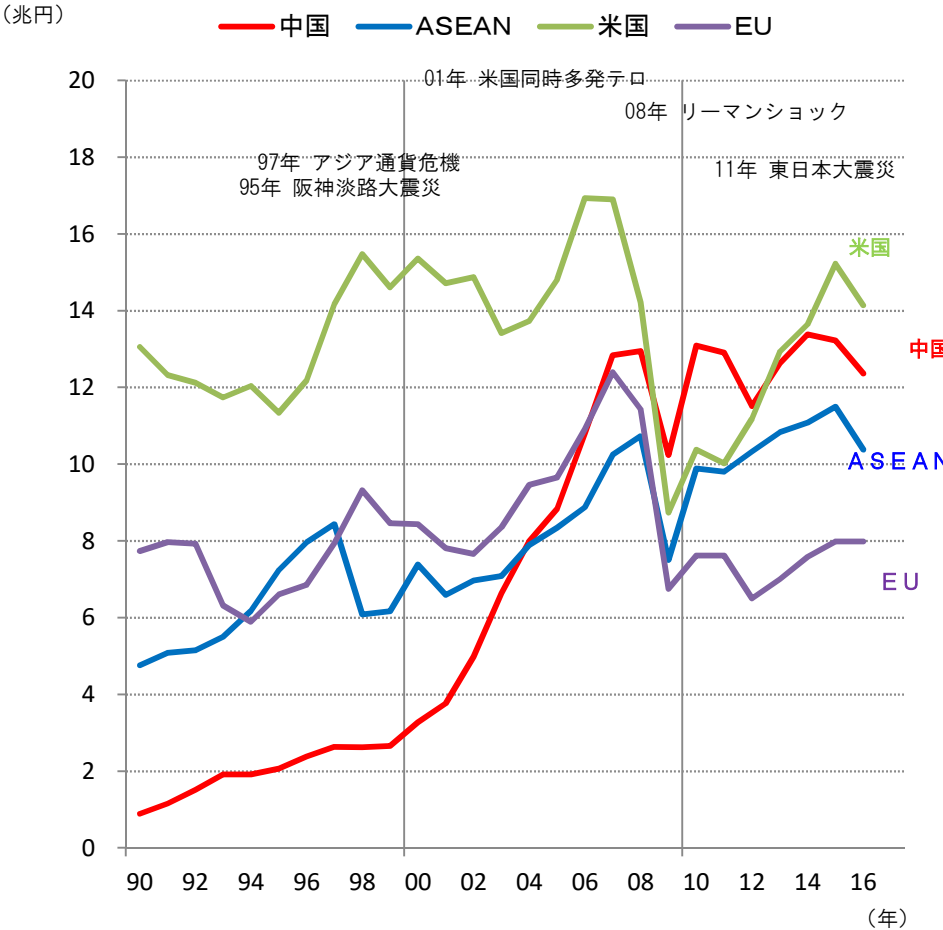
出所: 財務省貿易統計を基に作成

1. 我が国の貿易動向－2. 輸出入額の地域別推移

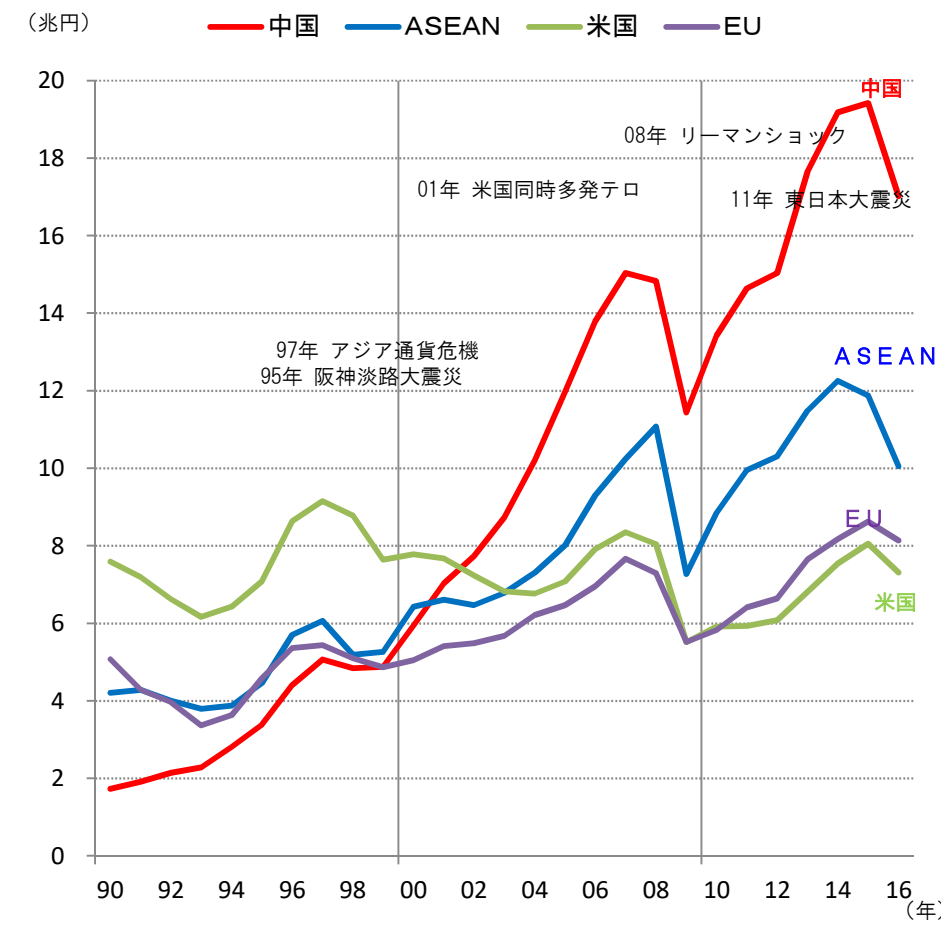
(注) 2016年の輸出は確報値、輸入は9桁速報値

- ◆ 【輸 出】 2016年は前年と比べ米国・中国・ASEAN・EUで減少。
- ◆ 【輸 入】 2016年は前年に比べ中国・ASEAN・EU・米国で減少。

《輸出》



《輸入》



出所: 財務省貿易統計を基に作成

1. 我が国の貿易動向－3. 輸出入品の推移

(注)2016年の輸出は確報値、輸入は9桁速報値

◆【輸出】自動車及び自動車の部分品の輸出の合計額が2割前後で推移
 ◆【輸入】2016年は原粗油や液化天然ガスの割合が減少

【輸出】

(注)下段()は総額に対する構成比。

順位	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	414,569 億円	415,309 億円	516,542 億円	656,565 億円	673,996 億円	655,465 億円	637,476 億円	697,742 億円	730,930 億円	756,139 億円	700,395 億円
1	自動車 73,587 億円 (17.8%)	自動車 49,797 億円 (12.0%)	自動車 69,301 億円 (13.4%)	自動車 99,288 億円 (15.1%)	自動車 91,741 億円 (13.6%)	自動車 82,042 億円 (12.5%)	自動車 92,250 億円 (14.5%)	自動車 104,125 億円 (14.9%)	自動車 109,194 億円 (14.9%)	自動車 120,463 億円 (15.9%)	自動車 113,330 億円 (16.2%)
2	半導体等電子部品 19,347 億円 (4.7%)	半導体等電子部品 38,299 億円 (9.2%)	半導体等電子部品 45,758 億円 (8.9%)	半導体等電子部品 44,016 億円 (6.7%)	半導体等電子部品 41,528 億円 (6.2%)	鉄鋼 37,092 億円 (5.7%)	鉄鋼 34,955 億円 (5.5%)	鉄鋼 37,931 億円 (5.4%)	鉄鋼 39,584 億円 (5.4%)	半導体等電子部品 39,145 億円 (5.2%)	半導体等電子部品 36,085 億円 (5.2%)
3	映像機器 18,776 億円 (4.5%)	自動車の部分品 17,815 億円 (4.3%)	科学光学機器 26,257 億円 (5.1%)	鉄鋼 30,368 億円 (4.6%)	鉄鋼 36,754 億円 (5.5%)	半導体等電子部品 35,648 億円 (5.4%)	半導体等電子部品 33,394 億円 (5.2%)	半導体等電子部品 35,526 億円 (5.1%)	半導体等電子部品 36,908 億円 (5.0%)	鉄鋼 36,683 億円 (4.9%)	自動車の部分品 34,609 億円 (4.9%)
4	鉄鋼 18,085 億円 (4.4%)	科学光学機器 17,358 億円 (4.2%)	自動車の部分品 18,642 億円 (3.6%)	自動車の部分品 28,006 億円 (4.3%)	自動車の部分品 30,833 億円 (4.6%)	自動車の部分品 29,972 億円 (4.6%)	自動車の部分品 32,051 億円 (5.0%)	自動車の部分品 34,762 億円 (5.0%)	自動車の部分品 34,750 億円 (4.8%)	自動車の部分品 34,830 億円 (4.6%)	鉄鋼 28,434 億円 (4.1%)
5	電算機類(含周辺機器) 17,589 億円 (4.2%)	鉄鋼 16,443 億円 (4.0%)	電算機類(含周辺機器) 16,006 億円 (3.1%)	科学光学機器 24,780 億円 (3.8%)	プラスチック 23,360 億円 (3.5%)	プラスチック 21,878 億円 (3.3%)	科学光学機器 20,845 億円 (3.3%)	有機化合物 25,204 億円 (3.6%)	有機化合物 24,396 億円 (3.3%)	原動機 25,915 億円 (3.4%)	原動機 24,167 億円 (3.5%)

【輸入】

順位	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	338,552 億円	315,488 億円	409,384 億円	569,494 億円	607,650 億円	681,112 億円	706,886 億円	812,425 億円	859,091 億円	784,055 億円	659,693 億円
1	原粗油 44,695 億円 (13.2%)	原粗油 28,201 億円 (8.9%)	原粗油 48,189 億円 (11.8%)	原粗油 88,233 億円 (15.5%)	原粗油 94,059 億円 (15.5%)	原粗油 114,147 億円 (16.8%)	原粗油 122,472 億円 (17.3%)	原粗油 142,448 億円 (17.5%)	原粗油 138,734 億円 (16.1%)	原粗油 81,848 億円 (10.4%)	原粗油 55,341 億円 (8.4%)
2	魚介類・同調製品 15,184 億円 (4.5%)	衣類・同付属品 17,525 億円 (5.6%)	電算機・付属機器類 28,770 億円 (7.0%)	衣類・同付属品 24,695 億円 (4.3%)	液化天然ガス 34,718 億円 (5.7%)	液化天然ガス 47,872 億円 (7.0%)	液化天然ガス 60,037 億円 (8.5%)	液化天然ガス 70,590 億円 (8.7%)	液化天然ガス 78,509 億円 (9.1%)	液化天然ガス 55,141 億円 (7.0%)	液化天然ガス 32,839 億円 (5.0%)
3	非鉄金属 14,253 億円 (4.2%)	魚介類・同調製品 16,313 億円 (5.2%)	半導体等電子部品 21,399 億円 (5.2%)	半導体等電子部品 23,480 億円 (4.1%)	衣類・同付属品 23,283 億円 (3.8%)	衣類・同付属品 25,976 億円 (3.8%)	衣類・同付属品 26,804 億円 (3.8%)	衣類・同付属品 32,480 億円 (4.0%)	衣類・同付属品 32,602 億円 (3.8%)	衣類・同付属品 34,154 億円 (4.4%)	衣類・同付属品 29,963 億円 (4.5%)
4	石油製品 13,839 億円 (4.1%)	電算機・付属機器類 14,595 億円 (4.6%)	衣類・同付属品 21,154 億円 (5.2%)	電算機類(含周辺機器) 20,663 億円 (3.6%)	半導体等電子部品 21,360 億円 (3.5%)	石炭 24,592 億円 (3.6%)	石炭 24,618 億円 (3.5%)	石油製品 27,054 億円 (3.3%)	石油製品 28,710 億円 (3.3%)	半導体等電子部品 29,962 億円 (3.8%)	半導体等電子部品 27,660 億円 (4.2%)
5	衣類・同付属品 12,592 億円 (3.7%)	半導体等電子部品 11,509 億円 (3.6%)	魚介類・同調製品 16,501 億円 (4.0%)	液化天然ガス 19,853 億円 (3.5%)	石炭 21,107 億円 (3.5%)	石油製品 22,261 億円 (3.3%)	石炭 23,206 億円 (3.3%)	通信機 26,787 億円 (3.3%)	通信機 28,652 億円 (3.3%)	通信機 29,328 億円 (3.7%)	通信機 27,227 億円 (4.1%)

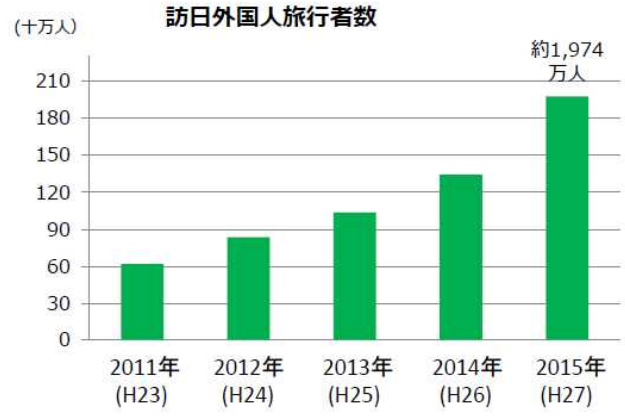
出所:財務省貿易統計を基に作成

2. 税関業務の現状－1. 業務量の増加

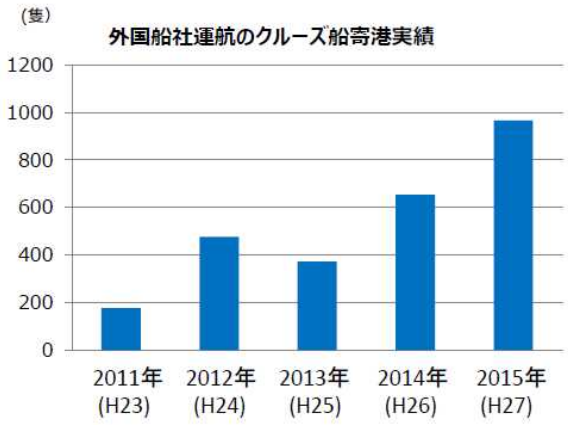
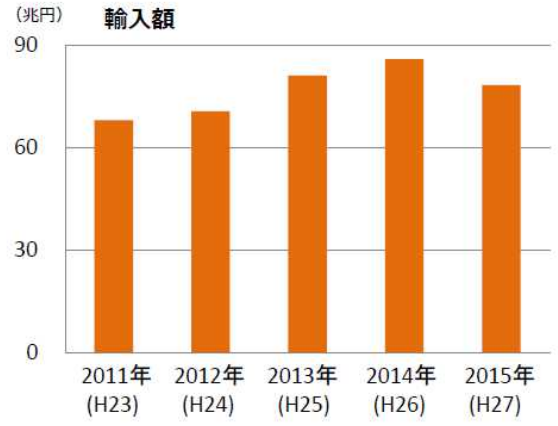
税関業務の現状

【業務量の増加】

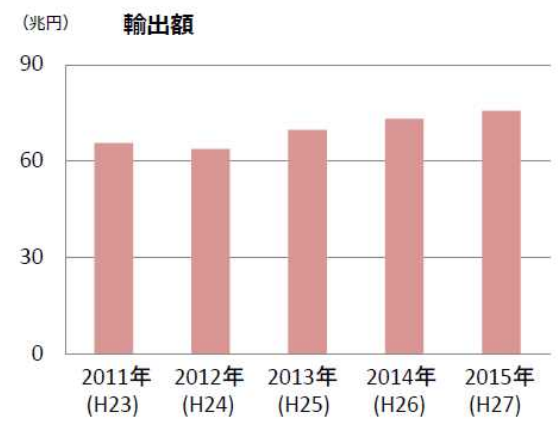
● 入国者数 (万人)	(2005年) 2,491	→	(2015年) 3,610 (+44.9%)	● 輸入申告件数 (万件)	(2005年) 1,704	→	(2015年) 2,442 (+43.3%)
● 訪日外客数 (万人)	673	→	1,974 (+193.3%)				



※「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」(日本政府観光局(JNTO)ホームページ) (http://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf)をもとに作成

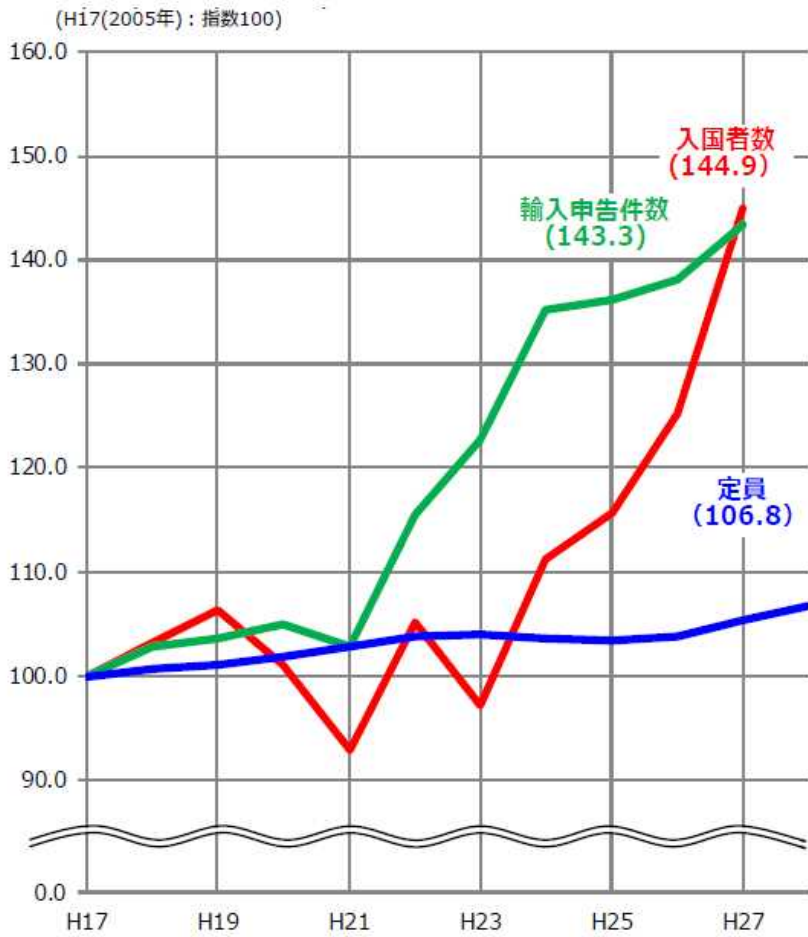


※「2015年の我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数及び訪日クルーズ旅客数について(確報)」(国土交通省ホームページ) (<http://www.mlit.go.jp/common/001133419.pdf>)をもとに作成



税関定員の状況

税関における主要業務量と定員の推移



※ 入国者数については「法務統計」(正規入国者数)をもとに作成

○『骨太の方針2016』(経済財政運営と改革の基本方針2016)
(H28.6.2閣議決定)

- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に位置付けられた、2020年(平成32年)に訪日外国人旅行者数を4000万人…とする目標の達成等により観光先進国を目指すこととし、「観光ビジョン実現プログラム2016」に基づき、政府一丸、官民を挙げて、その早期実現に向けて取り組む。
- ・良好な治安を確保するため、…水際対策を含めたテロ対策…、密輸対策、…薬物対策…を引き続き講ずる。特に、「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」等に基づき、各種テロ対策を着実に推進する。治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化…を図る。

○観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016
(H28.5.13観光立国推進閣僚会議決定)

- ・訪日外国人旅行者の更なる増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設やCIQに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進める。

○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について
(H27.12.4国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

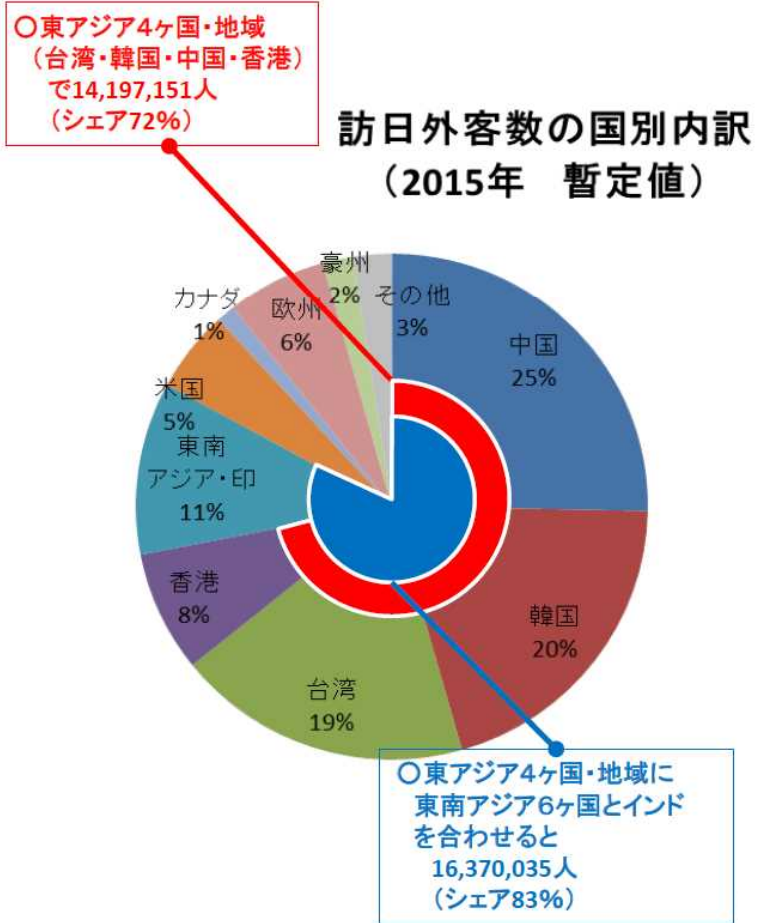
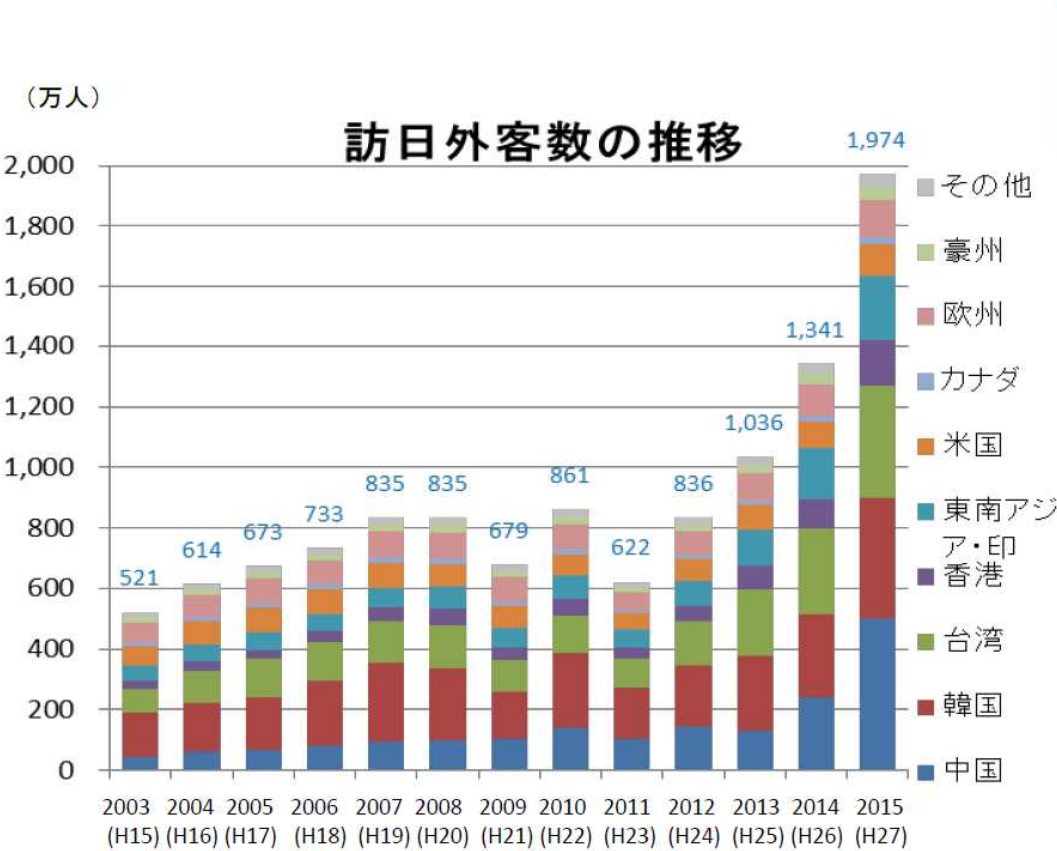
- ・法務省及び財務省は、観光立国を実現しつつ、現下の厳しいテロ情勢に対応するため、出入国管理・税関において人的基盤を整備・強化するほか、…X線検査装置の増設等物的基盤の整備・強化も引き続き推進する。

2. 税関業務の現状－3. 訪日外国人旅行者等の増加

訪日外国人旅行者等の増加

○『明日の日本を支える観光ビジョン』（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

- 2015年の訪日外客数は、約1,974万人（前年から約47%増）。
- 今後、訪日外客数は、2020年に向けて4,000万人、2030年には6,000万人を目指す。



※ 日本政府観光局「訪日外客数(暫定値)」をもとに作成

出所: 平成28年10月7日関税・外国為替等審議会関税分科会資料を基に作成

税関の3つの使命

◆ 安全・安心な社会の確保

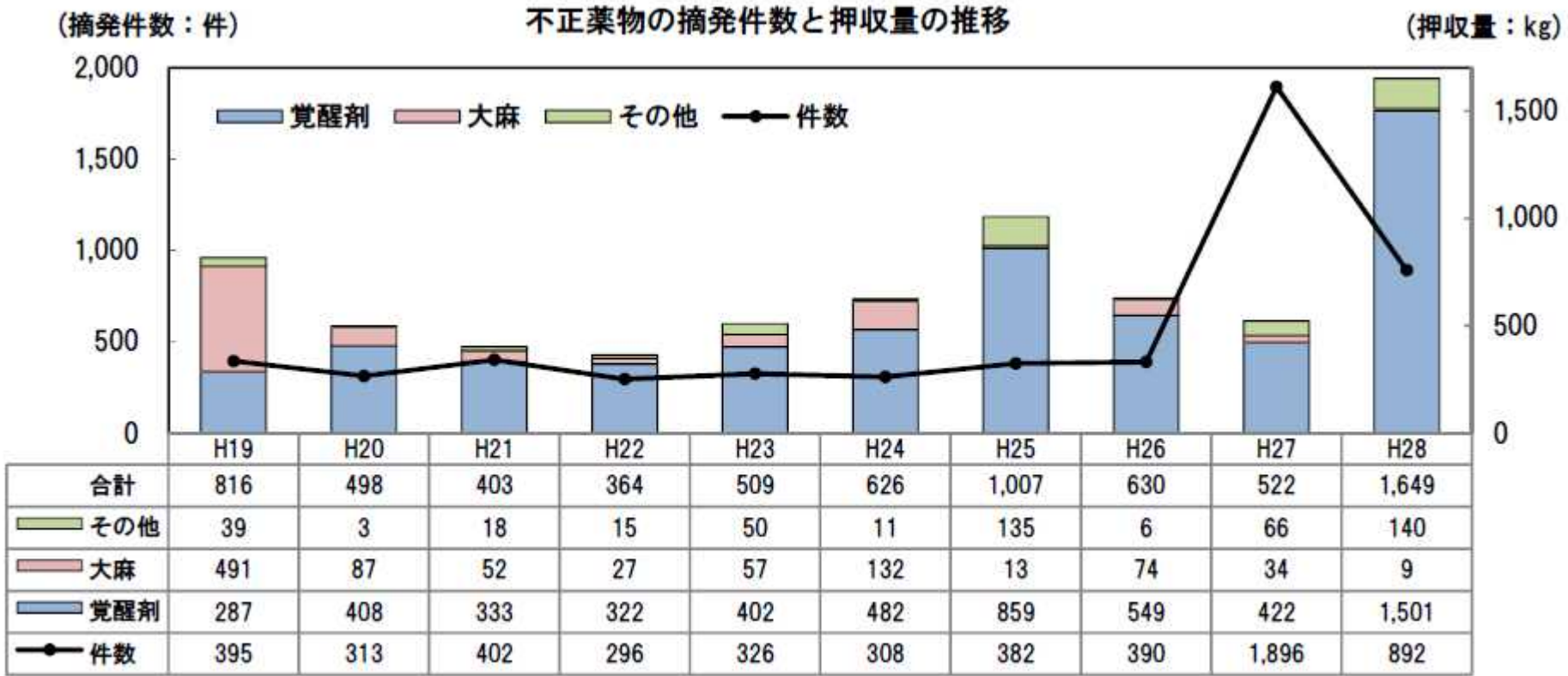
◆ 関税、消費税等の適正・公平な課税

◆ 円滑な貿易の推進

安全・安心な社会の確保

3. 税関の3つの使命－1. 安全・安心な社会の確保－(1)不正薬物の摘発状況

- 不正薬物全体の押収量は約1,649kg(前年比約3.2倍)と大幅に増加。
- 覚醒剤の押収量は約1,501kg(前年比約3.6倍)と大幅に増加し、過去最高を記録。



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

3. 税関の3つの使命－1. 安全・安心な社会の確保－(2)テロ対策

税関におけるテロ対策

- 国際空港爆破テロ事件やバングラデシュにおけるテロ事件で邦人が犠牲になる等厳しいテロ情勢。
- 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、テロ対策の強化は政府全体の喫緊の課題。

1. 税関における情報分析機能の強化と国内外の関係機関との連携強化

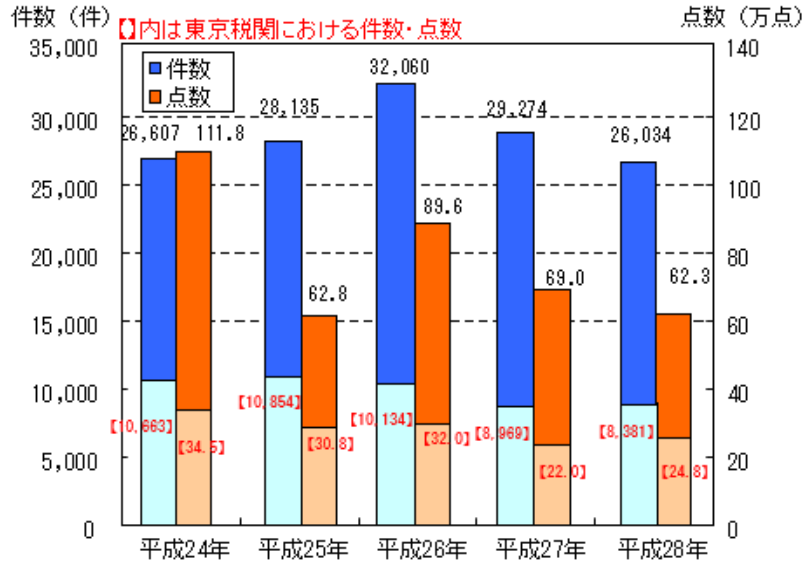
- テロ関連貨物に係る情報の一元的管理
- 警察等の関係機関との連携による海上・航空貨物に対する厳正な取締り
- 国内関係機関との合同訓練の実施
- 税関相互支援協定等の締結(平成28年6月現在:31ヶ国・地域)

2. 税関による銃器・爆発物等のテロ関連物品等の水際取締り

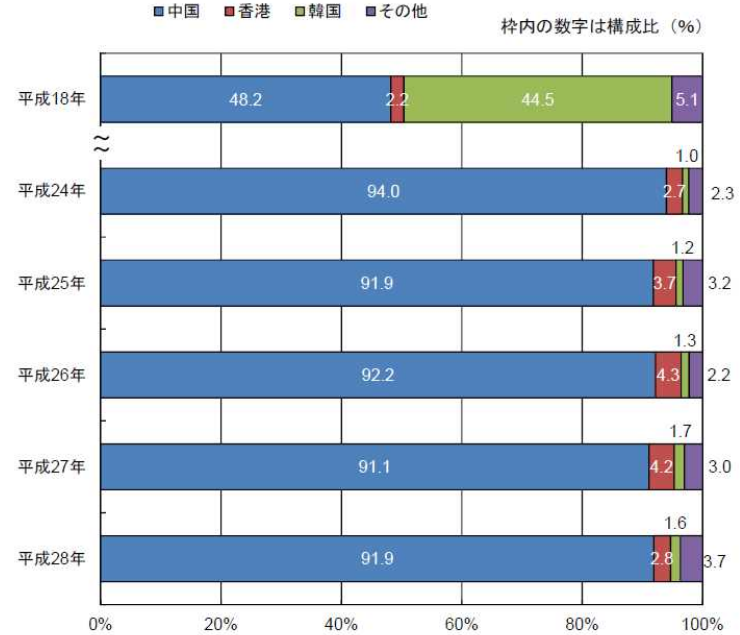
- 平成28年12月8日「関税・外国為替等審議会 関税分科会」答申(事前報告制度の拡充)
 - ① 航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設
 - ② 航空貨物に係る積荷情報項目の追加
 - ③ 航空機に係る入国APIの報告時期の前倒し
 - ④ NACCSによる報告の原則化
 - ⑤ 特殊船舶等に係る出港手続等の整備

3. 税関の3つの使命－1. 安全・安心な社会の確保－(3) 知的財産侵害物品の取締り

知的財産侵害物品の輸入差止実績(平成24年～28年)



仕出国別輸入差止件数構成比の推移



簡素化手続の実施状況

	H26年	H27年	H28年	前年比	構成比
認定手続開始件数	35,699	33,148	29,880	90.1%	100.0%
通常手続	3,561	3,788	2,516	66.4%	8.4%
簡素化手続	32,138	29,360	27,364	93.2%	91.6%
争う旨の申出	3,612	3,762	3,796	100.9%	12.7%

(注1)「簡素化手続」とは、特許権・実用新案権・意匠権を除く知的財産に係る輸入差止申立てを対象として、対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するか否かについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品は侵害物品に該当するか否かを認定する手続をいいます。

専門委員意見照会件数

知的財産別	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	前年比
特許権	2	3	7	3	3	100.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	—
意匠権	4	1	3	2	0	全減
商標権	0	2	0	1	2	200.0%
著作権	0	0	0	0	0	—
合計	6	6	10	6	5	83.3%

処理別	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	前年比
受理	5	3	1	5	2	500.0%
一部受理	0	0	0	0	0	—
不受理	1	1	3	0	0	全減
保留	0	1	0	0	2	—
(差止申立て取下げ)	(0)	(1)	(6)	(1)	(0)	16.7%
該当認定	0	0	0	0	1	—
非該当認定	0	0	0	0	0	—
合計	6	6	10	6	5	83.3%

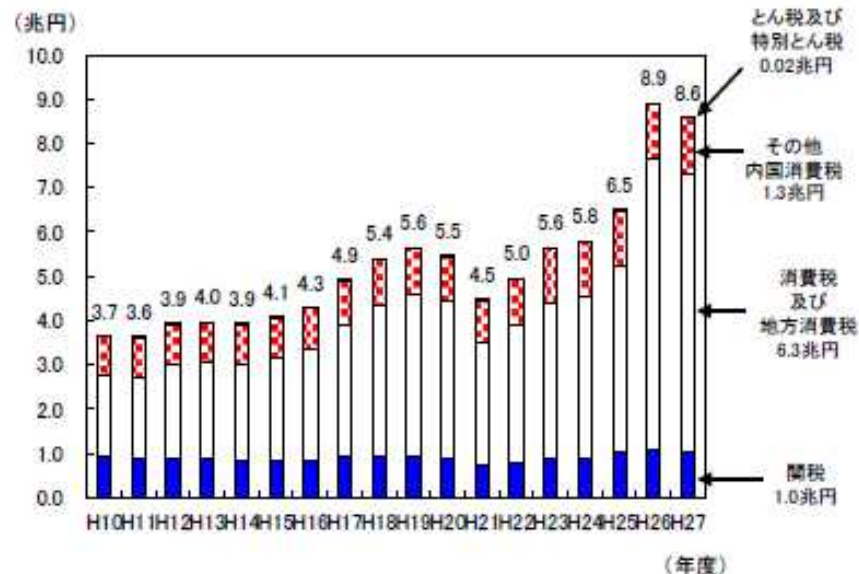
(注)「受理」・「一部受理」・「不受理」・「保留」は差止申立てに係る意見照会、「該当認定」・「非該当認定」は認定手続に係る意見照会の処理です。

関税、消費税等の適正・公平な課税

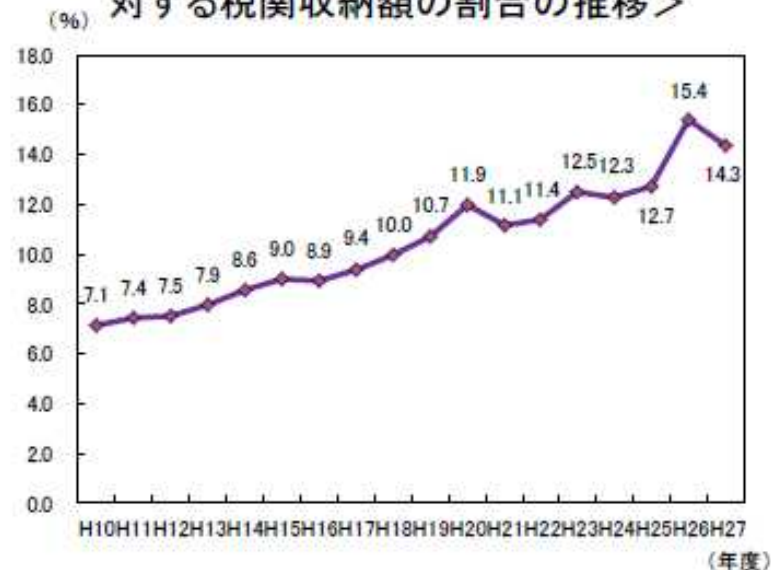
3. 税関の3つの使命－2. 関税、消費税等の適正・公平な課税－(1) 関税等収納額等の推移

- 平成27年度の税関における収納額は、約8.6兆円であり、前年度より約0.3兆円減少(前年度比3.7%減)。
- 内訳は、関税(1.0兆円)、消費税及び地方消費税(6.3兆円)、その他内国消費税(1.3兆円)等。
- 税関における収納額は、租税及び印紙収入の約14.3%に相当、重要な役割。

＜税関収納額の推移＞



＜租税及び印紙収入に対する税関収納額の割合の推移＞



3. 税関の3つの使命－2. 関税、消費税等の適正・公平な課税－(2) 輸入事後調査及び関税等に関する犯則調査の状況

輸入事後調査の状況

	平成27事務年度		平成26事務年度	
		対前年度比		
調査を行った輸入者 ①	4,302者	121.4%	3,545者	
申告漏れ等のあった輸入者 ②	2,977者	126.0%	2,363者	
申告漏れ等の割合 ②/①	69.2%	2.5ポイント	66.7%	
申告漏れ等に係る課税価格	1,521億3,549万円	140.5%	1,082億5,406万円	
(注)課税価格過大申告分除く	1,538億8,494万円	138.6%	1,110億3,856万円	
追徴税額	関税	42億1,055万円	85.8%	49億472万円
	国内消費税	103億8,036万円	150.5%	68億9,791万円
	計	145億9,091万円	123.6%	118億263万円
	加算税	10億6,326万円	142.0%	7億4,865万円
	重加算税	6億9,086万円	4572.2%	1,511万円

納付不足税額が多い上位5品目

平成27事務年度			
順位	分類	品目	納付不足税額
1	85類	電気機器	24億1,866万円
2	90類	光学機器等	21億2,125万円
3	02類	肉類	17億5,225万円
4	84類	機械類	16億7,656万円
5	30類	医療用品	6億8,469万円
平成26事務年度			
順位	分類	品目	納付不足税額
1	02類	肉類	27億8,682万円
2	85類	電気機器	15億2,800万円
3	84類	機械類	13億3,672万円
4	30類	医療用品	6億9,136万円
5	64類	履物類	6億2,470万円

犯則調査の状況

	平成27事務年度		平成26事務年度
		対前年度比	
着手件数	601件	170%	353件
処分件数(注)	465件	140%	333件
告発件数	13件	260%	5件
通告件数	452件	138%	328件

		平成27事務年度		平成26事務年度	
			対前年度比		
脱税額	総額	関税	62億5,055万円	215%	29億386万円
		国内消費税	7億3,796万円	258%	2億8,608万円
		計	69億8,851万円	219%	31億8,993万円
	告発分	関税	62億4,429万円	216%	28億9,110万円
		国内消費税	1億9,636万円	770%	2,549万円
		計	64億4,064万円	221%	29億1,658万円

(注1) 処分件数には、平成26事務年度以前に着手し、当該事務年度に処分したのものも含まれます。
 (注2) 脱税額の合計は、端数処理のため数値が合わないことがあります。

円滑な貿易の推進

3. 税関の3つの使命ー3. 円滑な貿易の推進ー(1) AEO制度

我が国の認定事業者 (AEO: Authorized Economic Operator) 制度

(米国で発生した同時多発テロ以降、各国にて)
国際物流におけるセキュリティ対策の強化の必要性

背景

国際競争力向上等のため
税関手続簡素化等の物流円滑化の推進の必要性

財務省・税関は民間事業者とのパートナーシップの構築により、国際物流における一層のセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、あわせて我が国の国際競争力を強化するため、国際標準に則ったAEO制度を平成18年3月に導入

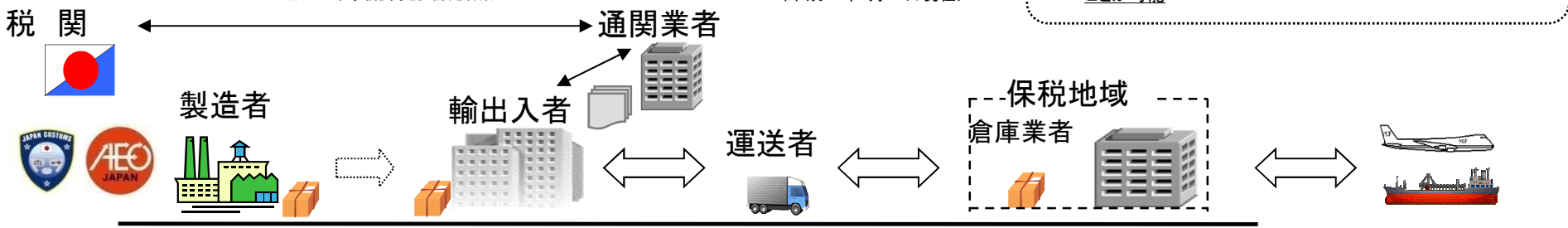
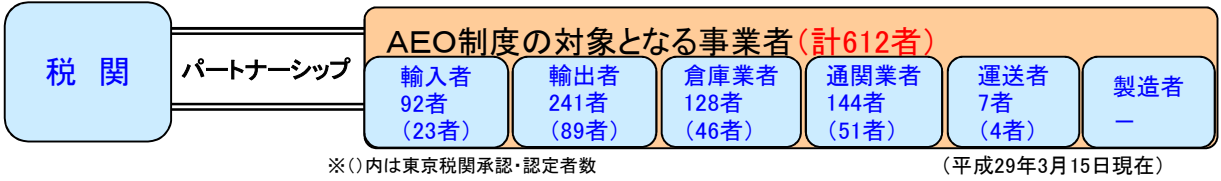
AEO制度とは？

1. AEO制度へ参加する事業者は、自社が関与する物流において
 ①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)
 ②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティ管理)
 を税関と共にあらかじめ確認 (※1)

2. 税関はAEO事業者に対して、適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供(※2)

- ※1 AEO制度が求める具体的要件例
- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
 - 内部監査
 - 委託先管理
 - 税関との連絡体制、社内連絡体制
 - 教育・訓練の体制
- AEO事業者が取り扱う貨物には、「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備が必要

- ※2 AEO事業者に対する緩和措置例
- 輸入手続：貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能
 - 輸出手続：貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能
 - 保税運送手続：運送ごとの保税運送承認が不要
 - 新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要(税関への届出のみ)
 - 税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除
 - 通関業者は、特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、予め選択した税関官署に輸出入申告を行うことが可能



3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－(1) AEO制度

我が国のAEO相互承認の現状

- AEO相互承認とは、相手国のAEO制度を相互に承認することにより、相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における通関手続を行う際に便益を与えることを認め、二国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み。
- 現在、我が国は米国、EUを含む8つの国・地域との間で相互承認に署名。
- 今後も、相手国・地域と我が国との経済的な結び付き等を考慮しつつ、相互承認の実施に向けた取組みを積極的に推進。

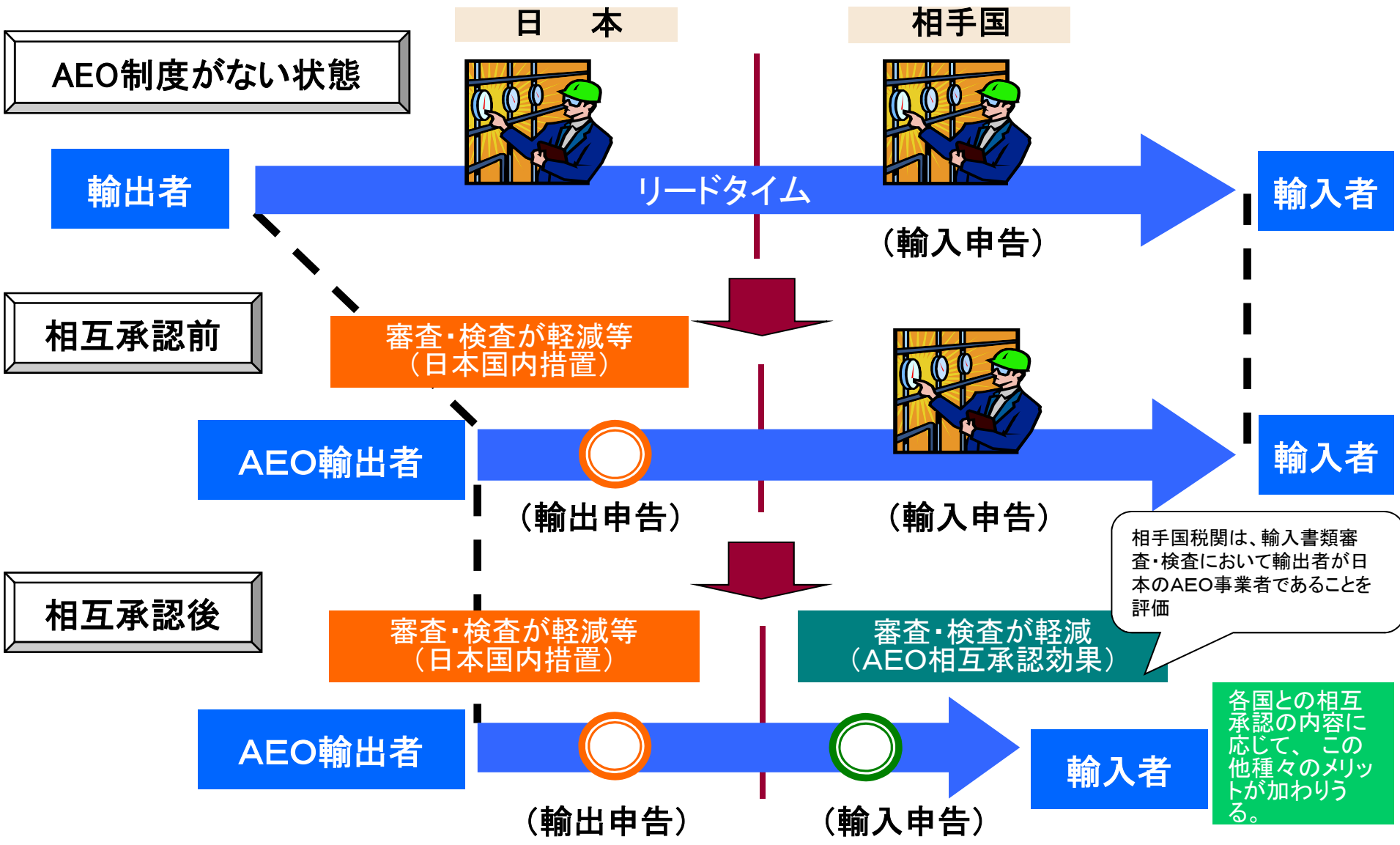
○ 相互承認一覧

締結年月	国	締結年月	国	締結年月	国
2007年6月	ニュージーランドー米国	2011年6月	韓国ーニュージーランド	2014年6月	香港ーシンガポール
2008年5月	日本ーニュージーランド	2011年6月	日本ーシンガポール	2014年6月	イスラエルー米国
2008年6月	カナダー米国	2012年5月	EUー米国	2014年10月	メキシコー米国
2008年6月	ヨルダンー米国	2012年5月	台湾ー米国	2014年12月	シンガポールー米国
2009年6月	日本ー米国	2012年6月	中国ーシンガポール	2015年3月	イスラエルー韓国
2009年7月	EUーノルウェー	2013年7月	中国ー韓国	2015年4月	ドミニカ共和国ー韓国
2009年7月	EUースイス	2013年7月	シンガポールー台湾	2015年6月	香港ータイ
2010年6月	日本ーカナダ	2013年10月	中国ー香港	2015年10月	韓国ーインド
2010年6月	カナダー韓国	2013年11月	香港ーインド	2015年11月	スイスーノルウェー
2010年6月	カナダーシンガポール	2013年12月	イスラエルー台湾	2015年12月	ドミニカ共和国ー米国
2010年6月	日本ーEU	2014年2月	香港ー韓国	2015年12月	韓国ー台湾
2010年6月	韓国ーシンガポール	2014年3月	韓国ーメキシコ	2016年3月	香港ーマレーシア
2010年6月	韓国ー米国	2014年5月	中国ーEU	2016年5月	カナダーメキシコ
2011年1月	アンドラーEU	2014年6月	韓国ートルコ	2016年8月	日本ー香港
2011年5月	日本ー韓国	2014年6月	日本ーマレーシア		

AEO コンペンディウム(WCO策定:2016年改訂版)等を基に作成

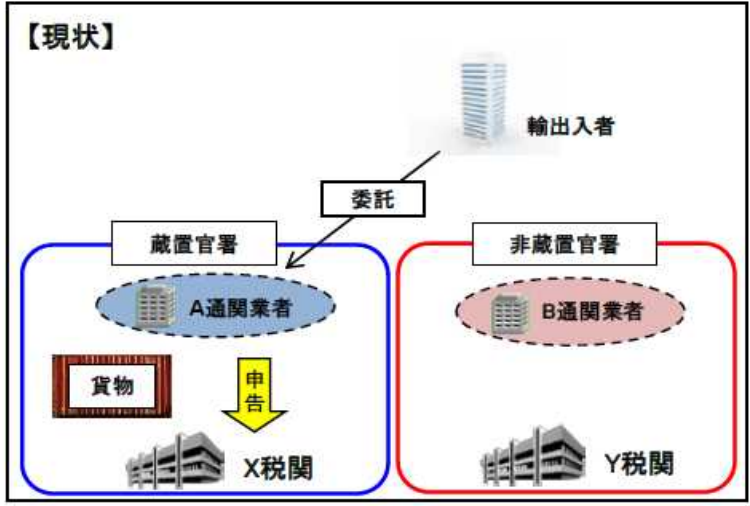
3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－(1) AEO制度

AEO相互承認の一般的効果

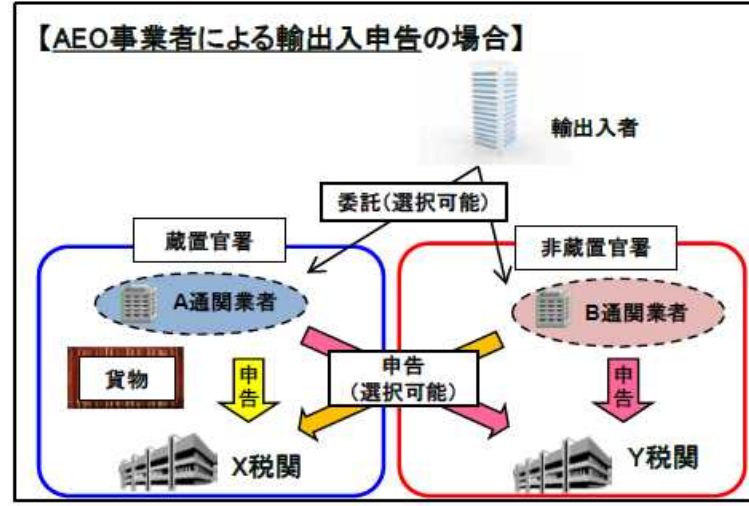


3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－(2) 輸出入申告官署の自由化

輸出入申告官署の自由化



自由化





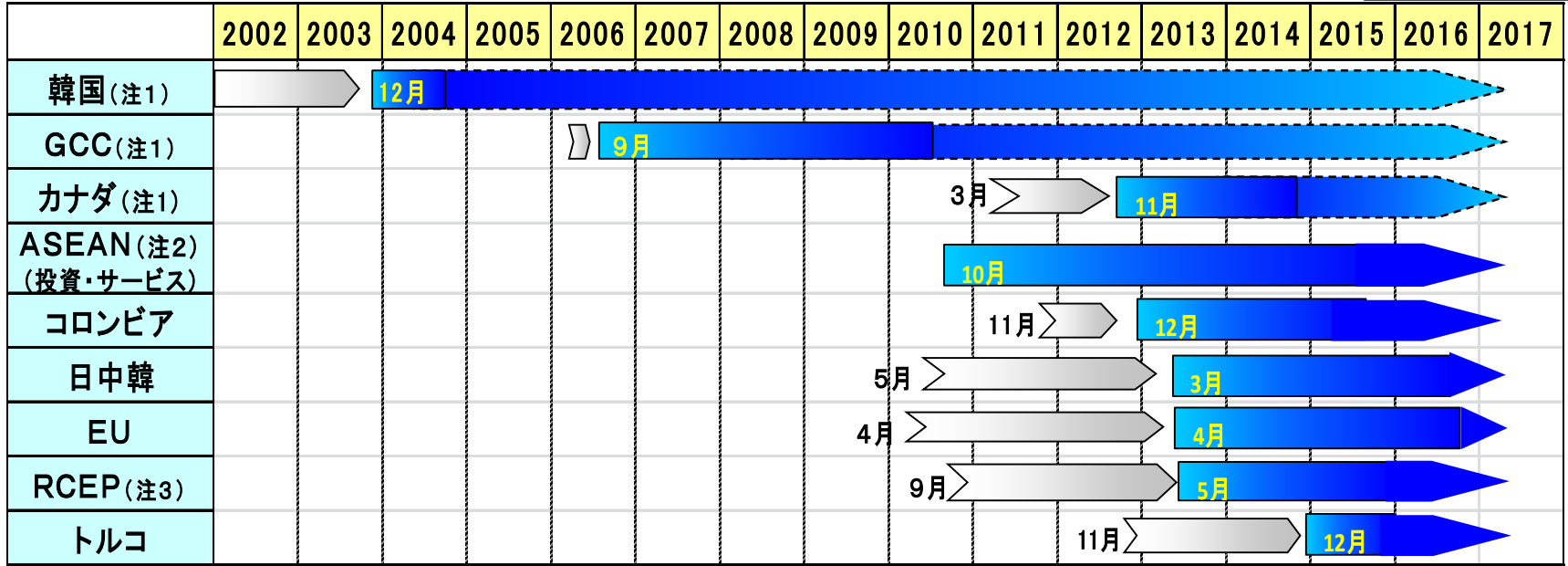
- 輸出入申告官署の自由化
 - ・ 貨物の輸出入申告は、蔵置官署(貨物が置かれている場所を所轄する税関官署)に対して行うことが原則。
 - ・ 他方、通関の適正性及び業務処理の効率性を損なわない範囲で、貨物の場所に関わらず、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能にすれば、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図ることができ、貿易円滑化に資する。
 - ・ このため、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者(輸出入者、通関業者)については、いずれの税関官署に対しても申告できることとする。

- 通関業制度の見直し
 - ・ 輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業の営業区域制限を廃止する。併せて、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化等に対応するため、通関業制度の見直しを行う。

⇒ 上記改正について、関係する法律、政令及び省令を公布済(いずれも平成29年秋施行予定)

3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－(3)EPA等の経済連携の進展

 : 共同研究等
 : 交渉



※発効又は署名済みEPA 2017年1月現在

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1) 日韓EPA、GCC(*)、日カナダ経済連携協定：交渉延期中又は中断中。

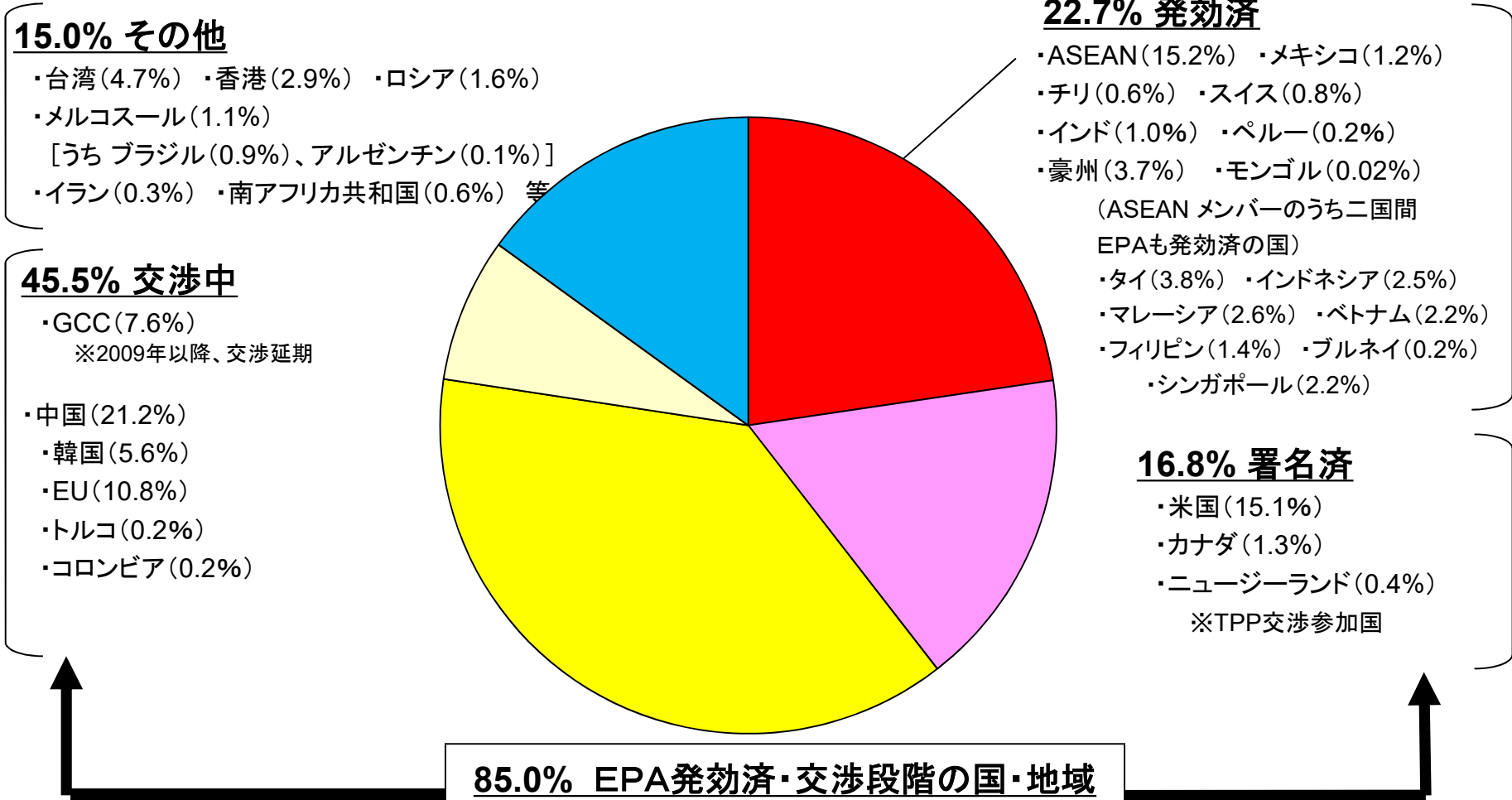
(*) GCC (湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)。

(注2) 日・ASEAN包括的経済連携協定：2008年から順次発効。

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。

(注4) TPP(環太平洋パートナーシップ)：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2015年) (注1)



【参考】主要国のFTA比率 (注2) (2016年8月現在 発効・署名済のもの)

日本:39.5%、米国:47.4%、EU:29.8%、韓国:67.4%、中国:38.0%

(注1) 日本は財務省貿易統計(2015年)をもとに作成。他国は「我が国の経済連携協定(EPA)の取組(外務省ホームページ) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000037892.pdf>)」をもとに作成。
 (注2) FTA比率: FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合。

日EU・EPA交渉

日EU・EPAの意義

- EUは総人口約5億人、世界のGDPの約22%(日本の約4倍)、日本の輸出入総額の約10%を占める主要貿易・投資相手。
- 日本再興戦略2016は「TPPの速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進」としている。
※同戦略は、今後の目標として、「2018年までに、FTA比率70%を目指す」としている。
- 日EU・EPAは、日米欧3極が実現を目指すTPP、TTIP(EU米FTA)と並ぶ「メガFTA」の一つ。

交渉の概要

- 日本側の主な関心は、鉱工業品等の高関税の撤廃(例:乗用車10%, 電子機器最大14%)。
- EU側の主な関心は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置(自動車、食品安全、医療機器、医薬品等)への対応、地理的表示(GI)の保護、政府調達(地方、鉄道)等。

⇒伊勢志摩サミットにおいて、関係国首脳から、本年のできる限り早期の大筋合意を目指す旨の共同声明を発出。英国のEU離脱の国民投票後の日EU首脳会談等においてもこれを確認。

(参考)英国及びEUへの日本からのメッセージ(平成28年9月2日 英国のEU離脱に関する政府タスクフォース)

日本は、英国及びEUが今後も日本と共に自由貿易体制の旗振り役を担い続けるものと確信しており、この機会に、英国及びEUから世界に向けその旨を明確に発信すべきと考える。かかる観点から、現在交渉中の日EU・EPA交渉を本年のできる限り早期に大筋合意に導くことは、世界に対する力強いメッセージとなる。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

RCEPの概要

RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership の略。
ASEAN加盟10か国及び日・中・韓・印・豪・NZの計16か国が参加。

RCEPの意義

- 人口約35億人(世界の約半分)、GDP約23兆ドル(世界の約3割)を占める広域経済圏が出現。
- 我が国にとって二国間のEPA/FTAがない中国及び韓国を含む、東アジア地域におけるサプライチェーンの効率的な形成等に寄与。

交渉の現状

- 我が国としては、ASEAN諸国とも連携・協調し、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの協定を目指し交渉中。
 - 交渉分野は、物品貿易(関税削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産や電子商取引を含む14分野。
- ⇒2016年9月のRCEPサミット(於:ラオス)において、RCEP首脳から、交渉進展の重要性を再確認した上で、交渉期限を明記せず、「迅速な妥結」に向けて交渉を強化する旨の共同声明を发出。



	RCEP	TPP
人口 (世界全体約71億人)	約35億人 (約49%)	約8億人 (約11%)
GDP (世界全体約77兆ドル)	約23兆ドル (約29%)	約28兆ドル (約36%)
日本の貿易総額 に占める参加国との貿易 額の割合	約46%	約28%

※ 「IMF Direction of Trade Statistics」等をもとに作成

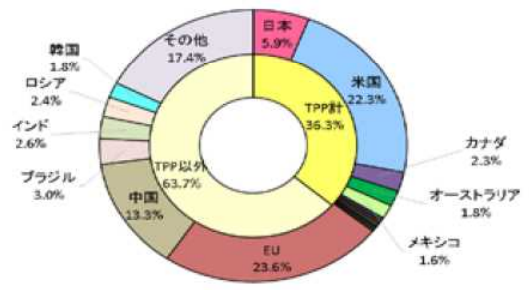
環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要

意義

アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みについて定める。

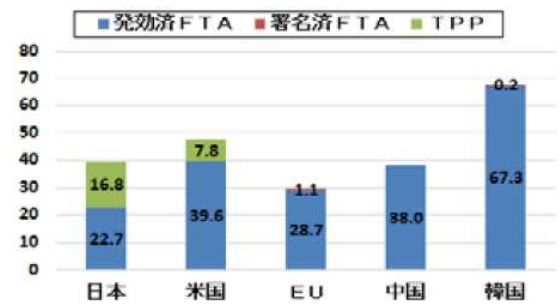
- 21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。
- TPP協定締結により我が国のFTAカバー率は22.7%から39.5%に拡大。
- 物品関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを2.59%(約14兆円)押し上げ、雇用を1.25%(約80万人)増加させる見込み。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見込み



注: 発効済みの署名済FTAは一律、適用中と見做す。
 TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易政策(2016年1月10日確定版)、
 中国、韓国、米国、EUはWFP, Direction of Trade Statistics(2016年4月28日)を用いて作成。



交渉の経緯

- | | |
|---|--|
| <p>2010年
 3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、
 米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始
 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)</p> <p>2011年
 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合
 (於: ホノルル)</p> | <p>2012年
 11月 メキシコ、カナダが交渉参加</p> <p>2013年
 2月 日米首脳会談: 日米の共同声明を发出
 3月 安倍総理「交渉参加」表明
 7月 日本が交渉参加(於: マレーシア)</p> |
|---|--|
-
- | | |
|--|--|
| <p>2013年8月～2015年7月
 ・TPP首脳会合2回、TPP閣僚会合8回
 ・日米首脳会談2回、日米閣僚協議5回</p> <p>2015年
 10月5日 TPP閣僚会合(於: アトランタ)にて
 大筋合意</p> <p>2016年
 2月4日 署名(於: オークランド)</p> | |
|--|--|

3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－(4)TPP協定の概要

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

- ・ TPP協定の締結に当たっては、協定の国会承認だけでなく、国内実施法の成立が必要である。
- ・ TPP協定の締結に伴い、同協定を的確に実施するため、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うこととする。

1. 法案の概要

1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。〈関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律〉
2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。
 - (1) 著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。〈著作権法〉
 - (2) 発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う。(特許法)
 - (3) 商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。〈商標法〉
3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。〈医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律〉
4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。〈私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律〉
5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。〈畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法〉
6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。〈特定農林水産物等の名称の保護に関する法律〉

2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(別段の定めがある場合を除く)。

※「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要」(内閣官房ホームページ)(<http://www.cas.go.jp/jp/houan/160308/siryou1.pdf>)をもとに作成。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

(関税暫定措置法、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 原産地手続(関税暫定措置法及びEPA申告原産品法の改正)

以下に係る手続等の規定を整備。

- ・ 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関が行う調査。
- ・ 我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税関への協力。

B. セーフガード関係等(関税暫定措置法の改正)

①TPP協定締約国からの輸入が急増した場合、②TPP協定締約国が協定に違反した場合、③TPP協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備。

C. その他整備が必要となる規定(関税暫定措置法等の改正)

- ・ TPP協定締約国から輸入される麦について、税関長の承認を受けた工場において飼料を製造する場合に限り、関税を撤廃する規定(日豪EPAに伴い導入された規定の対象にTPP協定を追加)。
- ・ 修繕・加工のためにTPP協定締約国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の関税を免除するための規定。
- ・ 農林水産省所管法律の改正等に伴う規定整備。

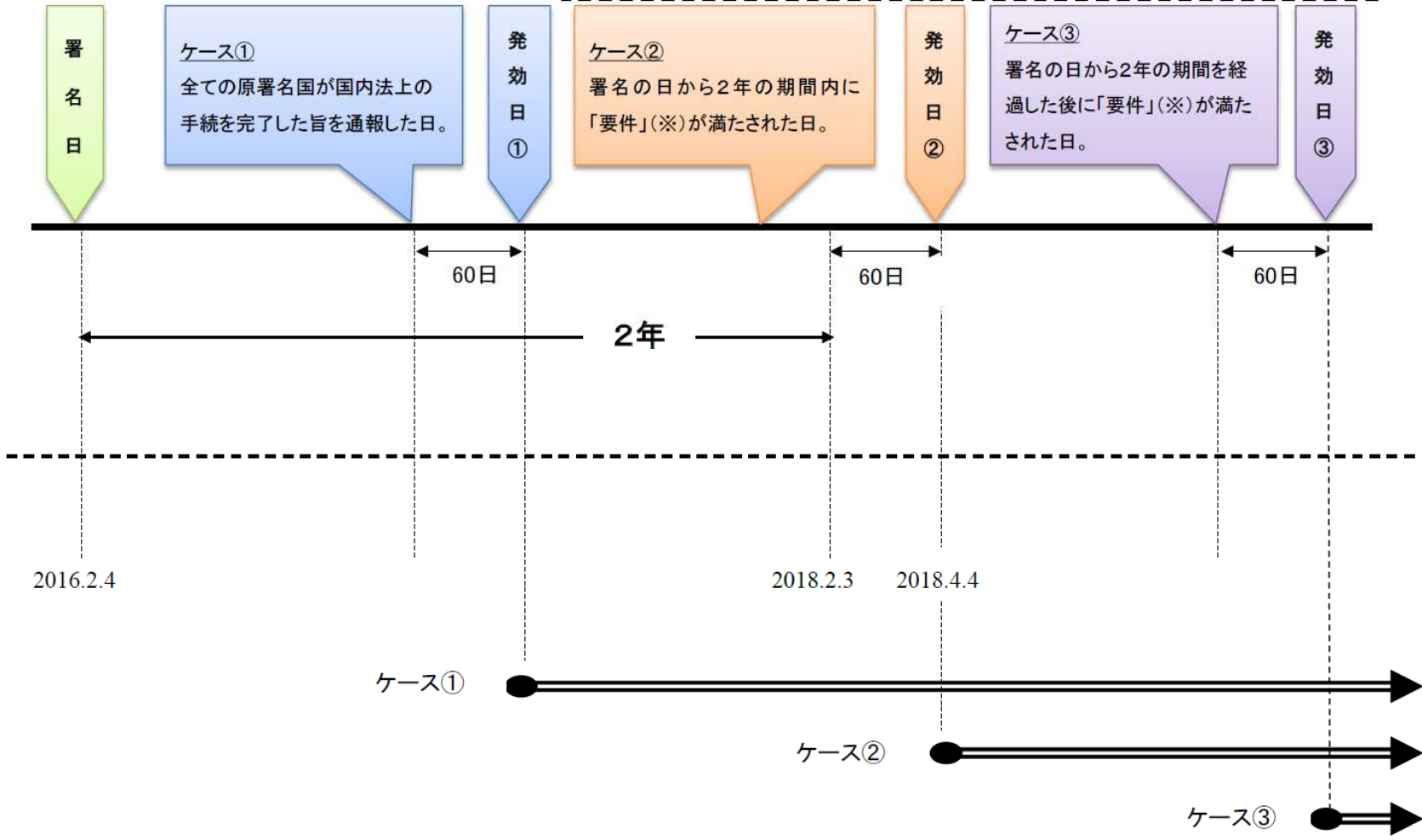
3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－(4)TPP協定の概要

TPP協定の発効規定

※要件：原署名国のGDP（2013年）の合計の85%以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること。



出所：平成28年10月7日関税・外国為替等審議会関税分科会資料を基に作成

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みの全体像

目標

- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進
⇒通関関係書類の提出の省略、電子化又はPDF等による提出
- NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流情報プラットフォームとしての機能強化
⇒民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携

平成29年度（2017年度）の次期NACCS等の稼動時までの取組み

- 他法令手続等の電子化の推進
⇒他法令手続等に係る電子申請率の向上に向けた施策の検討
- 民間の貿易取引の電子化の推進・NACCSとの連携（海上運送状、保険料明細書等）
⇒損害保険業務のNACCSとの連携に向けた検討
- 通関手続に係る電子手続の原則化
⇒通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出について更なる促進策を検討
⇒マニュアル申告（書面による申告）の縮小に向けた環境整備（窓口電子申告端末の増設、net-NACCSの利用の慫慂等）
⇒関係法令等の改正の検討（原則化の対象者及び手続の範囲等）

【参考】これまでの取組み

- 通関関係書類の簡素化
➢ 簡易審査扱い（区分1）とされる輸出入申告の通関関係書類を原則として提出省略（平成24年7月実施）
- NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出
➢ NACCSの新規業務により、通関関係書類を電磁的記録により提出することを可能（平成25年10月実施）
- 他省庁の輸出入手続のNACCSとの連携
➢ 医薬品医療機器等法関係手続を新たにNACCS業務に追加（平成26年11月実施）

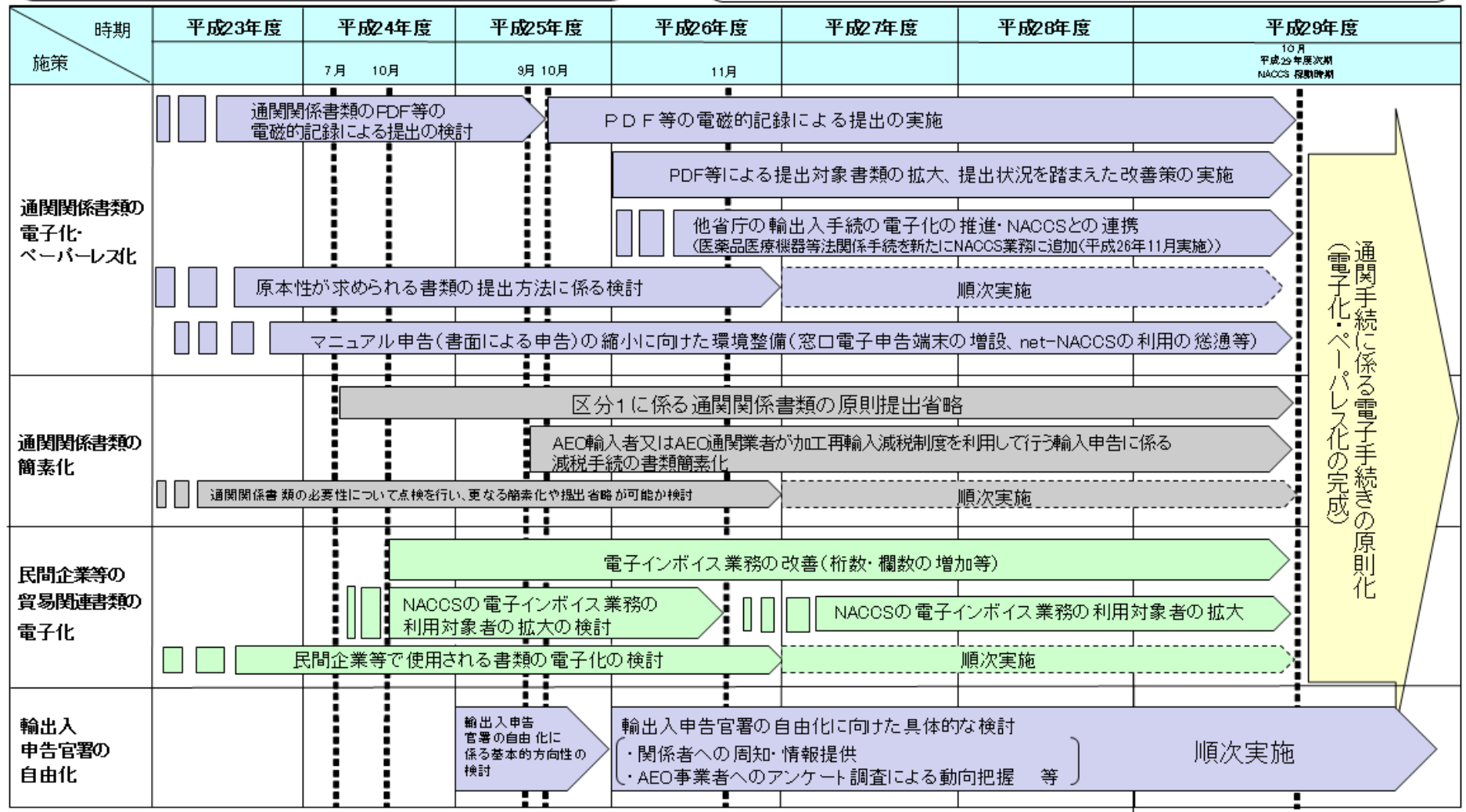
3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－ (5) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化

現状

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）は、輸出入と港湾の
 手続を電子的に処理するシステムとして、民間及び関係省庁間の
 連携により整備。輸出入申告の約98%がオンラインにより処理され
 ており、平成25年10月より、通関関係書類のPDF等による提出を開始。

今後の取組み

平成29年度の次期NACCSの稼働時までに、通関手続に係る電子手続の原則化を目指す。
 このため、官民が連携して、通関手続の電子化・ペーパーレス化の一層の推進と、
 民間の貿易取引の電子化の推進に取り組むこととし、実施可能なものについては
 順次実施していく。

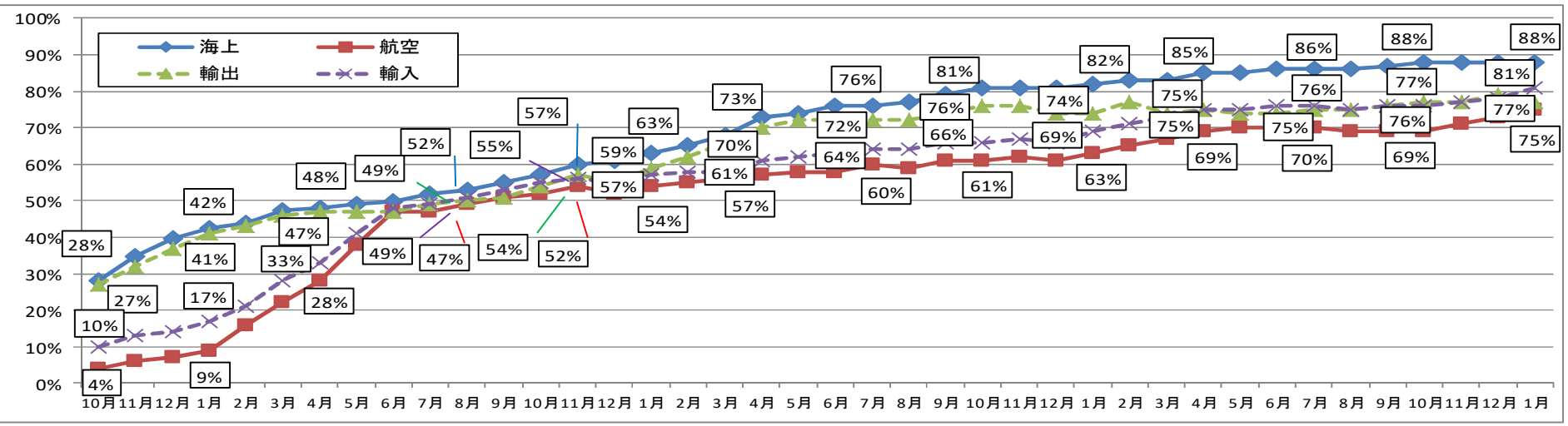


3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－ (5)通関関係書類の電子化・ペーパーレス化

○通関関係書類の提出が必要な申告（書類審査扱い（区分2）及び検査扱い（区分3））に占める電磁的記録により提出された申告の割合（マニフェスト等による輸出入申告を除く）

（注）マニフェスト等による輸出入申告

貨物の価格が20万円以下の輸出貨物(平成10年6月導入)又は課税価格が1万円以下の輸入貨物(平成13年4月導入)について、申告項目を大幅に簡素化したマニフェスト等による申告を認める制度



平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

①貨物別の利用状況 (%)

	10月 (10/13 ~31)	11月	12月	H26 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29 1月	
海上貨物	28	35	40	42	44	47	48	49	50	52	53	55	57	60	61	63	65	68	73	74	76	76	77	79	81	81	81	82	83	83	85	85	85	86	86	87	88	88	88		
航空貨物	4	6	7	9	16	22	28	38	47	47	49	51	52	54	52	54	55	56	57	58	58	60	59	61	61	62	61	63	65	67	69	70	70	70	70	69	69	69	71	73	75

②輸出入申告別の利用状況 (%)

	10月 (10/13 ~31)	11月	12月	H26 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H28 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29 1月
輸出申告	27	32	37	41	43	46	47	47	47	49	50	51	54	57	55	59	62	66	70	72	72	72	72	74	76	76	74	74	77	74	75	74	74	75	75	76	77	77	79	77
輸入申告	10	13	14	17	21	28	33	41	48	49	51	53	55	56	55	57	58	58	61	62	63	64	64	66	66	67	66	69	71	73	75	75	76	76	75	76	76	77	78	81

出所:平成29年1月 財務省公表資料を基に作成

関税局・税関による関税技術協力

支援分野

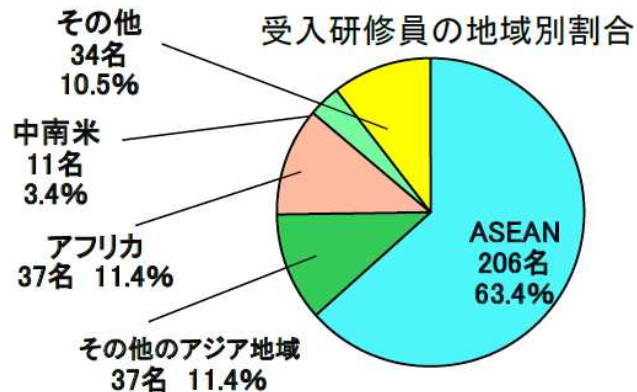
- ① 安全・安心な社会の実現に向けた支援。
- ② 日系企業の海外展開の側面支援のためのビジネス環境の整備に向けた支援。
- ③ WTO貿易円滑化協定の批准及び実施の促進に向けた支援。
- ④ 各国税関との関係構築に向けた支援。

実施形態

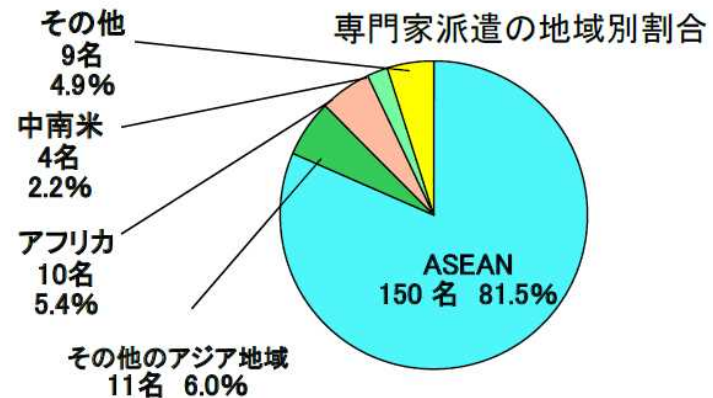
- 受入研修 我が国で開催するセミナー等の開発途上国税関職員を受入。
- 専門家派遣 支援対象国で開催するセミナー等に我が国税関職員を派遣。
- JICA長期専門家 2～3年程度の期間、支援対象国に我が国税関職員が専門家として常駐。

〈27年度実績〉

●受入研修：29件(62ヶ国から325名受入)



●専門家派遣：69件(27ヶ国へ184名派遣)



3. 税関の3つの使命－3. 円滑な貿易の推進－(7)NACCS型システムの海外展開

NACCS型通関システムの海外展開

- ベトナムに引き続き、ミャンマーに対してもNACCSをベースとした通関システムの導入を支援。
- システム導入のみならず、技術協力と組み合わせた包括的なパッケージとして展開。
 - － 通関制度・運用の見直し及び新システムの仕様策定を支援。
 - － 新システムを活用していくための人材育成を支援。

ベトナム

2011年7月 NACCS型システムの導入と、通関手続・制度の見直し、人材育成を合わせた包括的パッケージについて、両国税関当局間で基本的に合意

2012年3月 無償資金協力（26.61億円）の交換公文署名

ソフトウェアの詳細設計、ハードウェア等の調達
総合運転試験等

2014年4月 運用開始（6月末に全国展開を完了）

ミャンマー

2013年7月 NACCS型システムの導入と、通関手続・制度の見直し、人材育成を合わせた包括的パッケージについて、両国税関当局間で基本的に合意

2014年4月 無償資金協力（39.9億円）の交換公文署名

ソフトウェアの詳細設計、ハードウェア等の調達

2016年8月 総合運転試験を開始

2016年11月 運用開始予定（ヤンゴン及びティラワ地区）

- 物流の効率的な処理による、ASEAN地域の貿易拡大・経済成長への貢献。
- 日系企業のASEAN展開の促進。

4. 平成29年度関税改正 関税率法等の一部を改正する法律案

1. 暫定税率の適用期限の延長等

- 暫定税率(418品目)、米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度等について、適用期限を平成29年度末まで1年延長。
- 航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を平成31年度末まで3年延長。
- 沖縄における関税制度上の特例措置である特定免税店制度及び選択課税制度について、適用期限をそれぞれ平成31年度末及び平成30年度末まで延長。

2. 個別品目の関税率等の見直し

- 子供・子育て支援法による企業主導型保育事業の促進に伴い、給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置の対象に同事業に係る保育施設を追加。
- パラーニトクロロベンゼン、玩具等の関税率を見直し。

3. 特恵関税制度の見直し

- 特恵適用実績や諸外国の動向などを踏まえ、特恵関税制度の全面適用除外措置の対象国の基準等を見直し。

4. 特殊関税制度の見直し

- 申請者の負担軽減等の観点から、不当廉売関税等の課税の求め(申請)に係る要件等を見直し。

5. 事前報告制度の拡充

- 東京オリンピック・パラリンピック等も視野に入れたテロ対策等の強化の一環として、旅客及び航空貨物に係る事前報告制度を拡充。

6. 犯則調査手続の見直し

- 国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続においても電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備。

7. その他

- 入国旅客の利便性の向上を図る観点等から、本邦国際空港等に到着時免税店(保税売店)を設置し、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する物品(外国貨物)について、携帯品免税制度の対象に。
- 生産資材の価格引下げの観点から、承認工場において製造される配合飼料の原料品の対象を拡充。

4. 平成29年度関税改正 暫定税率の適用期限の延長等

暫定税率設定品目(平成29年度末まで延長)

輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会(輸入数量)の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給の確保と、国内産業保護の調整を図るために特別な制度が設けられている品目		
ウルグアイ・ラウンド合意以前に、関税割当制度を導入した品目		
ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)、とうもろこし(コーンスターチ製造用、単体飼料用、特定物品製造用(コーンフレーク、蒸留酒等)、その他)、麦芽、無糖ココア調製品(チョコレート製造用)、トマトピューレー・トマトペースト(トマトケチャップ・トマトソース製造用)、パイナップル缶詰、皮革(牛馬革(染着色等したもの)、牛馬革(染着色等していないもの)、羊革、やぎ革)、革靴	64品目	
ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来、輸入割当制度等の下で提供されていた無税又は低税率の市場アクセス機会(輸入数量)を提供するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目		
関税割当品目 (割当を受けて輸入されるもの)	脱脂粉乳(学校等給食用、学校等給食用以外)、無糖れん乳、ホエイ等(無機質濃縮、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳製造用)、バター、調製食用脂、その他の乳製品、雑豆、でん粉、落花生、こんにゃく芋、蕪・生糸	93品目
国家貿易品目 (政府又はその代行機関により輸入されるもの)	指定乳製品等、小麦、大麦、米	86品目
国際的に約束した上限の範囲内となるように関税と調整金等の水準を設定する必要がある品目		
砂糖類(角砂糖、砂糖水等)、国家貿易品目(枠外輸入)	80品目	
関係国との協議結果等に基づき、多国間で認められた水準よりも税率を引き下げる必要がある品目		
冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、発泡酒、蒸留酒(ウイスキー、ブランデー等)、紙巻たばこ	67品目	
内外価格の状況等を踏まえて、課税される価格帯を見直す可能性がある品目		
たまねぎ、銅・鉛・亜鉛の地金	28品目	
政策上の必要性を常に見直した上で適用を判断する必要がある品目		
揮発油(石油化学製品製造用)、灯油(ノルマルパラフィン)、灯油(石油化学製品製造用)、軽油(石油化学製品製造用)、A重油(農林漁業用)、バイオETBE、バイオエタノール	15品目	

(注1) 現在設定されている品目の合計:433品目

(注2) 発泡酒及び蒸留酒(13品目)、農林漁業用A重油(2品目)については、暫定税率を廃止し、基本税率により無税の水準を維持し、これらを除く418品目の暫定税率については適用期限を1年間延長する方向で検討されている。

4. 平成29年度関税改正 暫定税率の適用期限の延長等

特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置(平成29年度末まで延長)

特別緊急関税制度(SSG)

ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、輸入数量が一定の水準を超えた場合あるいは課税価格が一定の水準を下回った場合にそれぞれ一定の関税率の引上げを行うもの。

牛肉に係る関税の緊急措置(関税暫定措置法第7条の5)

当該年度において、各月末までの生鮮・冷蔵又は冷凍の牛肉の累計輸入数量が、それぞれ、一定の水準(前年度の四半期毎の累計輸入数量実績の117%)を超えた場合、関税率を実行税率38.5%から譲許水準である50%まで戻す措置。

豚肉に係る関税の緊急措置(関税暫定措置法第7条の6第1項)

当該年度において、各月末までの豚肉の累計輸入数量が一定の水準(直近の過去3年度の四半期毎の平均累計輸入数量実績の119%)を超えた場合、分岐点価格を譲許水準まで戻す措置。

航空機部品等の免税制度及び加工再輸入減税制度の取り扱い(平成31年度末まで延長)

航空機部品等の免税対象

本制度は、

- ①航空機の部分品並びに航空機及びその部分品の製作に使用する素材
- ②人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット等の部分品並びにその製作に使用する素材のうち国産困難と認められるものについて、その関税を免除するもの。

加工再輸入減免税制度の取り扱い

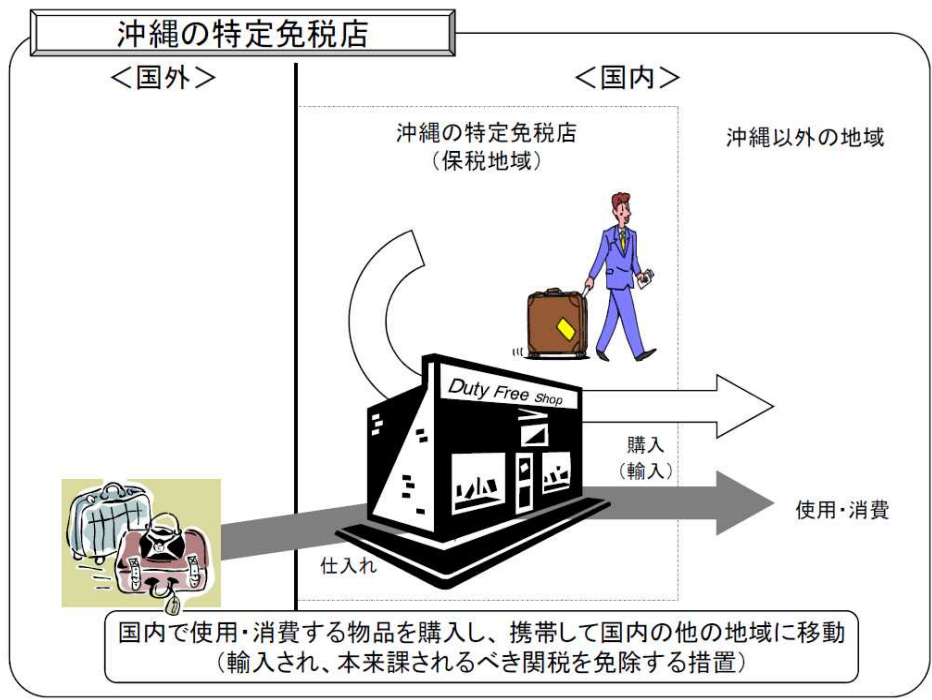
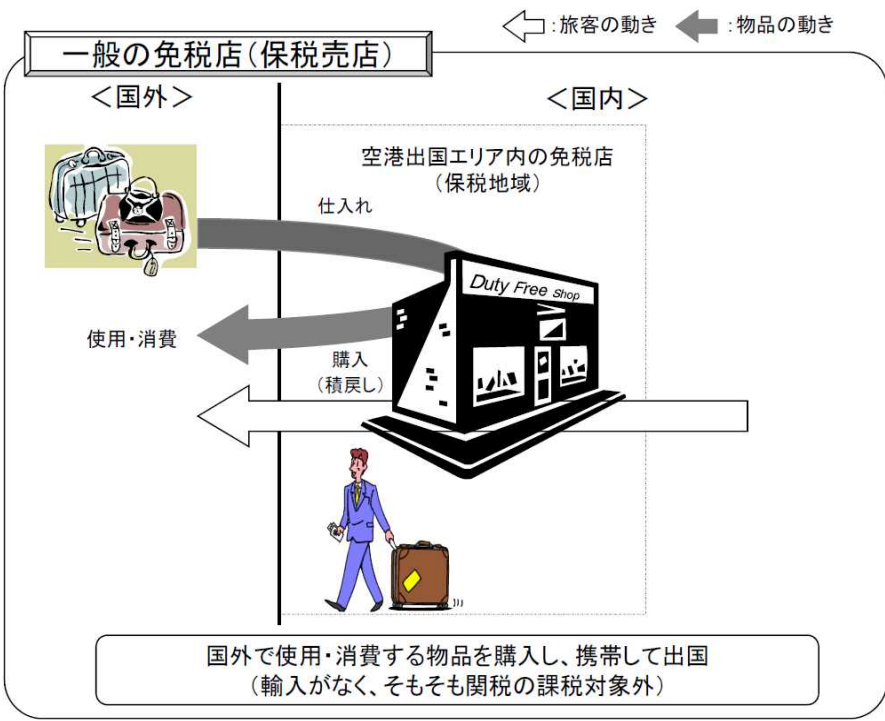
本制度は、我が国から加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品が、原則として輸出の日から1年以内に輸入される場合、その製品に課税される関税のうち原材料相当分を軽減するもの。

対象品目：革製品(靴、手袋等)、繊維製品(織物製衣類、ニット製衣類等)、革製履物の甲及び革製の自動車用腰掛け部分品(カーシートレザー)

カーシートレザーについては、制度の利用実績及び利用見込みがないことから、カーシートレザー以外の対象品目について本制度の適用期間を延長する方向で検討されている。

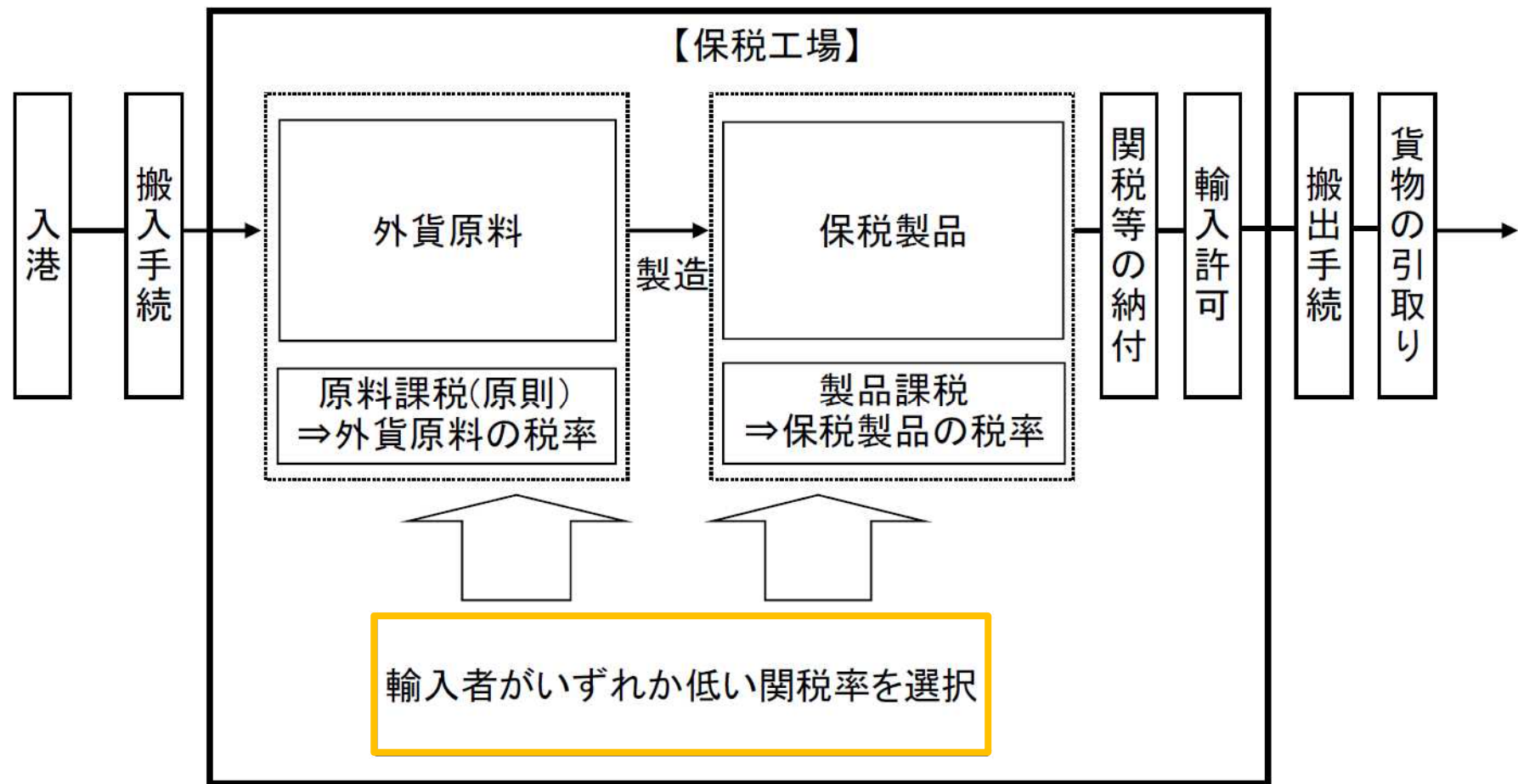
※ 上記2制度においては、安定的運用及び定期的な制度の見直しの必要性を考慮して、適用期間を3年としている。

沖縄県における特定免税店制度(平成34年度末まで延長)



特定免税店制度創設以降、利用実績が伸び、現在においても沖縄の観光振興及び雇用促進等に関し、一定の効果を果たしている。したがって、沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、同制度を維持することが適当であると考えられる。

沖縄県における選択課税制度(平成34年度末まで延長)



選択課税制度については、国際物流拠点産業集積地域における企業誘致の観点から一つの魅力となっていること等に鑑み、沖縄の特殊事情に大きな変化がない状況においては、同制度を維持することが適当であると考えられる。

4. 平成29年度関税改正 個別品目の関税率等の見直し

給食用脱脂粉乳に係る関税率の特例対象

子ども・子育て支援法において法律上に位置づけられた企業主導型保育事業(注)

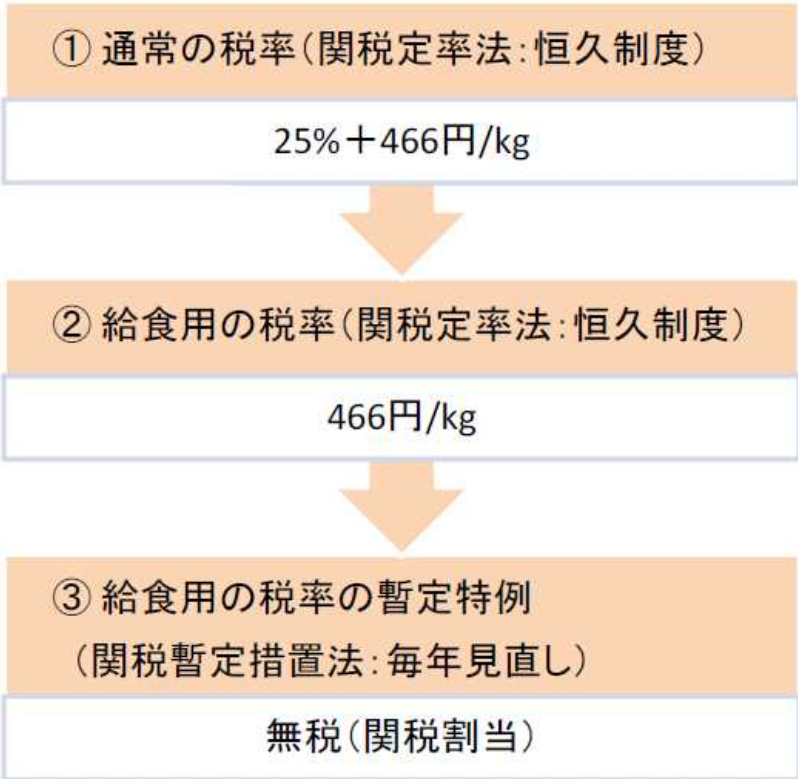
- ・ 小学校
- ・ 中学校
- ・ 幼稚園
- ・ 幼保連携型認定子ども園
- ・ 児童福祉法上の児童福祉施設(保育所等)
- ・ 小規模保育事業等

特例の対象とするには、関税定率法と関税暫定措置法の改正が必要となる

従来から特例の対象となっている

(注)企業主導型保育事業：
保育所待機児童の解消、仕事と子育てとの両立等を図るため、企業が事業所内に設置する保育施設
(改正子ども・子育て支援法(平成28年4月成立))

給食用脱脂粉乳の関税率の枠組み

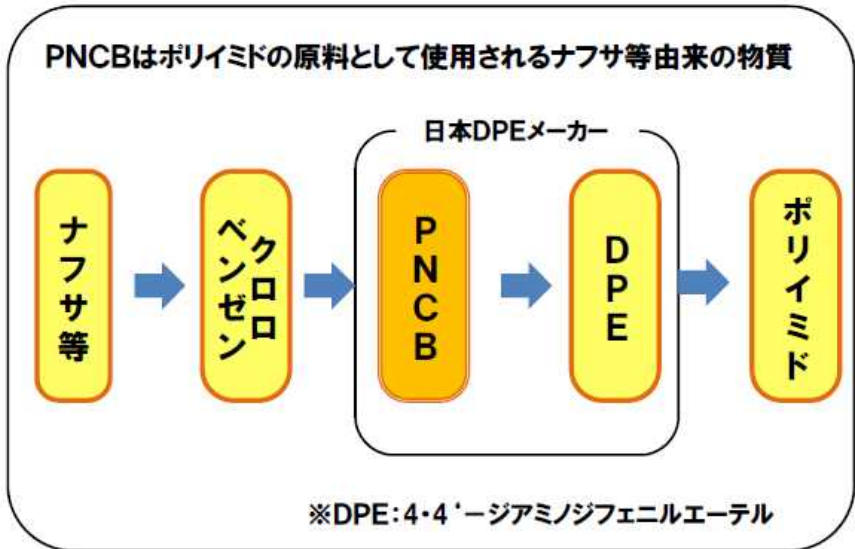


(注)脂肪分1.5%以下のものに係る関税率

4. 平成29年度関税改正 個別品目の関税率等の見直し

○パラ－ニトロクロロベンゼン(PNCB)の関税率の見直し

1. 製造工程



2. PNCBを利用した製品

DPEを原料とするポリイミドは、絶縁性・耐熱性等の性質から、スマートフォン等のデバイスや車載用電子機器用の基板等に用いられる。

⇒ デバイス産業は今後も発展が見込まれる中、PNCBから製造されるDPEを安定的に供給する必要がある。

3. 国内生産及び輸入の状況

- ・現在、PNCBの国内生産はなく、主に中国からの輸入に頼っている状況。
- ・DPEを製造しているのは日本と中国のみ。これまでは、品質の高い日本製DPEは、価格の安い中国製DPEと、一定の棲み分けができていた。

↓

- ・中国製DPEの品質向上により、日本製DPEと競合するようになり、日本のDPEメーカーのシェアが低下しつつある。
- ・原料を輸入に頼っている日本は、輸入のたびに関税(3.1%)を負担している。

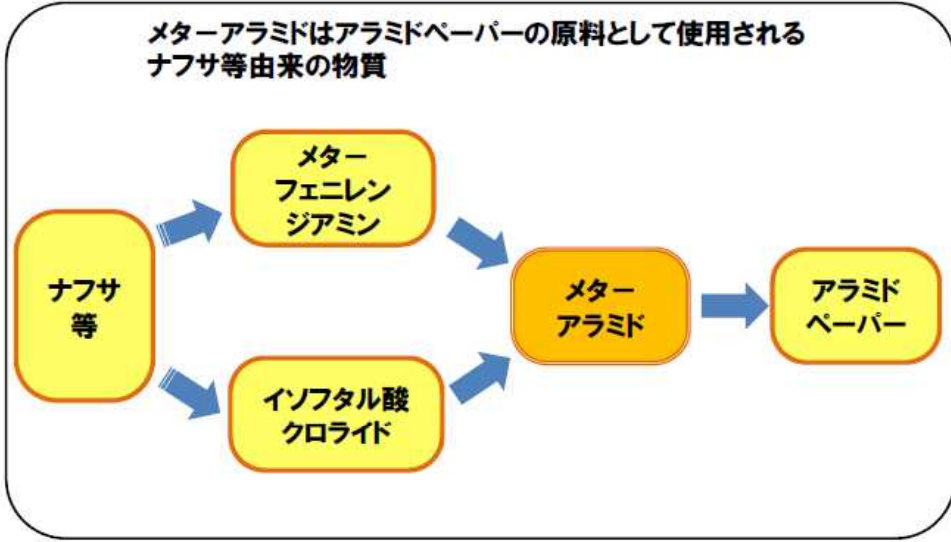
↓

日本のDPEメーカーの国際競争力を保つ観点から、平成29年4月以降、原料であるPNCBの関税を基本無税化

4. 平成29年度関税改正 個別品目の関税率等の見直し

○メターアラミドの関税率の見直し

1. メターアラミドについて



2. メターアラミドを利用した製品

電気絶縁性能を持つメターアラミドを原料とするアラミドペーパーは、

- ・受配電設備
- ・高速鉄道のトランス
- ・ハイブリッド車のモーター、発電機等の電気絶縁材として利用されている。

⇒ ハイブリッド車、環境対応車向けに、アラミドペーパーの需要拡大が見込まれる中、メターアラミドを安定的に供給する必要がある。

3. 国内生産及び輸入の状況

- ・現在、国内で生産されているメターアラミドは衣料などの用途に向けられており、アラミドペーパー用のものとは互換性が無く競合しない。
- ・日本はメターアラミドを米国から輸入し、アラミドペーパーを製造しているが、中国でも製造が行われている。
- ・これまでは、品質の高さから日本製アラミドペーパーが国際市場で優位性を保ってきた。

- ・価格の安い中国製アラミドペーパーの品質向上・生産拡大により、日本製アラミドペーパーの国際競争力の低下が懸念。
- ・原料を輸入に頼っている日本は、輸入のたびに関税(3.7%又は6.6%)を負担している。

日本のアラミドペーパーメーカーの国際競争力を保つ観点から、平成29年4月以降、原料であるメターアラミドの関税を基本無税化

4. 平成29年度関税改正 個別品目の関税率等の見直し

ナッツジュース

- ・これまで、関税率表第2009.89号(果実又は野菜のジュース)でなく、第2202.90号(アルコールを含有しない飲料)に分類されてきた。
- ・2016年3月のHS委員会(関税分類の国際会議)において、一部のものが第2009.89号に分類決定された。
- ・現在、第2009.89号の税率の方が、第2202.90号の税率よりも高く、分類変更による過度な税負担を避ける必要。



関税率表第2009.89号の一部について、現行の第2202.90号の税率水準を設定する(税率の移し替え)。

玩具

- ・HS2007改正において、複数の税番に分類されていたものを一本化。
- ・日本では、複数の税番に規定されていた税率の維持のため、国内細分(品目番号7桁目以降)で対応。
- ・輸入手続きにおいて分類等のための資料提出を要することが多くなり、貿易手続き上の事務負担。
- ・署名済みのEPAにおいては全て無税で譲許。
- ・日本企業は海外へ生産拠点を移転し、生産した製品を日本に輸入。



玩具の国内細分を統合し、適用税率を(基本税率)とする。

衛生用品

- ・HS2012改正において、複数の税番に分類されていたものを一本化。
- ・日本では、複数の税番に規定されていた税率の一部を維持するため、国内細分(品目番号7桁目以降)で対応。
- ・輸入手続きにおいて分類等のための資料提出を要することが多くなり、貿易手続き上の事務負担。
- ・輸入の9割程度が、基本税率が無税となっている税番での輸入。
- ・日本製品は国際競争力が高い(輸出額は輸入額の約10倍)。



衛生用品の国内細分を統合し、適用税率を無税(基本税率)とする。

4. 平成29年度関税改正 特恵関税制度の見直し

現行の特恵関税制度の概要

1. 特恵受益国からの除外(全面卒業)

- ・世界銀行統計で3年連続して「高所得国(注)」に該当した国を特恵適用対象国から除外。

2. 高所得国における特恵適用除外措置(部分卒業)

- ・前年に世界銀行統計の「高所得国」に該当した国について、国際競争力の高い商品につき、国・品目を政令で指定して同制度の適用対象から除外。
- ・基準は特恵受益国の物品であって、前々年の輸入額が10億円超、かつ同一商品の総輸入額に占める割合が25%超であること。
- ・この基準を満たしたものは特恵関税制度適用の対象から1年間除外される。

3. 国別・品目別特恵適用除外措置

- ・開発途上国の商品であっても、国際競争力の高いものは国及び品目を政令で指定して同制度の適用から除外。
- ・基準は特恵受益国の物品であって、過去3年間の平均で輸入額が15億円超、かつ、同一商品の総輸入額に占める割合が50%超であること。
- ・この基準を満たしたものは特恵関税制度適用の対象から3年間除外される。

(注) 2016年に公表された基準となる国民総所得の水準は、2014年時点で1人あたり以下のとおり。

\$ 12,736以上の国が「高所得国」

\$ 4,125超 \$ 12,736未満の国が「高中所得国」

\$ 1,045超 \$ 4,125以下の国が「低中所得国」

\$ 1,045以下の国が「低所得国」

4. 平成29年度関税改正 特恵関税制度の見直し

特恵関税制度の見直し案概要

※ 現行の卒業等要件に加え、下記を追加する方向で検討中

現行基準においては、ウルグアイ、セントクリストファー・ネーヴィス及びチリの3か国が特恵関税制度から除外

1. 特恵受益国からの除外(全面卒業)

3年連続で、

- ・世界銀行統計の「**高中所得国**」以上に該当すること
 - ・世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること
- の何れにも該当すること。

2. 特恵適用除外措置(部分卒業)

- ・世界銀行統計の「**高中所得国**」に該当すること
 - ・世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること
- の何れにも該当すること。

上記要件に基づく卒業実施時期については、制度の十分な周知を図るとともに、関係者が必要な対応をとれるよう、

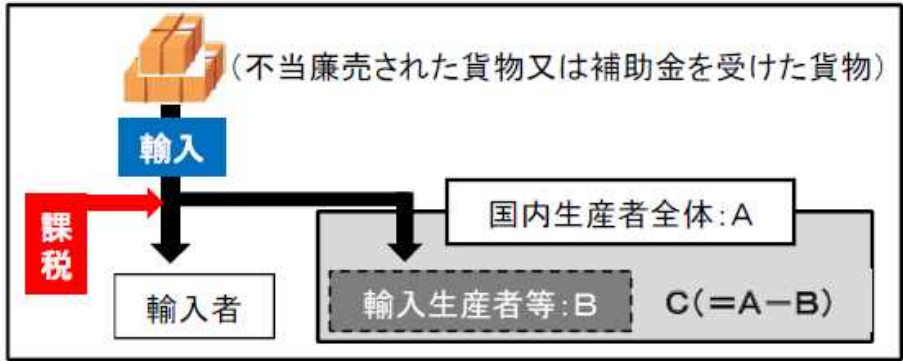
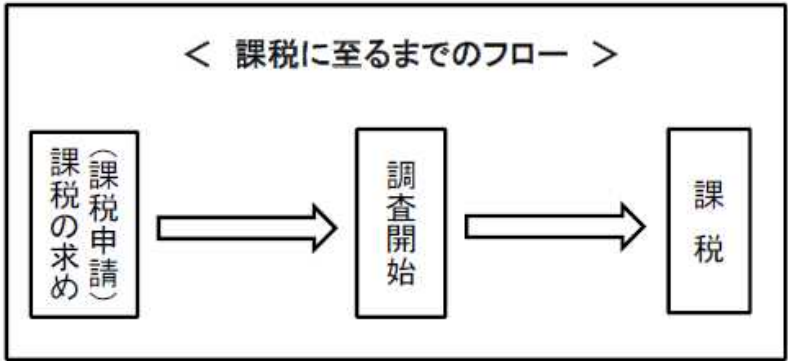
- ・部分卒業は平成30年度から
- ・全面卒業は平成31年度から

とする方向で検討中。

(参考) 現在の所得及び輸出額の水準が維持されとした場合、新たに全面卒業要件に該当することとなるのは、ブラジル、マレーシア、メキシコ、中国、タイの5か国。

4. 平成29年度関税改正 特殊関税制度の見直し

○ 不公正な貿易取引(不当廉売された貨物又は補助金の交付を受けた貨物の輸入)によって本邦の産業に損害等が生じ、当該産業を保護する必要がある場合、不当廉売関税又は相殺関税を課することが可能。



見直しの内容

○ 適切なタイミングで課税申請・調査開始が可能となるような見直しを行う。(申請者の負担軽減・損害の拡大防止を図る)

現 行

<課税申請に係る要件>

- ・ 申請者の生産高 $\geq A \times 25\%$ \Rightarrow 申請可
- ・ 申請者は本邦の産業への損害に係る証拠を提出

<調査開始に係る要件>

- ・ 生産高ベースで、
Cに属する支持者 $>$ Cに属する反対者 $+ B \Rightarrow$ 調査開始
- ・ 申請者が提出する(課税申請に対する)国内生産者の「支持状況」により、調査開始の要否を判断



見直し後

<課税申請に係る要件>

- ・ 申請者の生産高 $\geq C \times 25\%$ \Rightarrow 申請可
- ・ 申請者が提出する証拠は合理的に入手可能なもので可

<調査開始に係る要件>

- ・ 生産高ベースで、
Cに属する支持者 $>$ Cに属する反対者 \Rightarrow 調査開始
- ・ 申請者が提出する「支持状況」に加え、必要に応じ、産業所管省庁が「支持状況」を確認

4. 平成29年度関税改正 事前報告制度の拡充

背景

米国における同時多発テロ(2001年)等を受け、世界各国の税関は、貨物や旅客等に対するテロ対策を強化している。また、本年も、フランス、バングラデシュ等においてテロ事案が発生するなどテロ情勢は厳しさを増している。

我が国税関としても、2019年(平成31年)のラグビーワールドカップ、2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、テロ関連物資等の水際における一層の取締りの強化を図っていく必要がある。

見直しの内容

旅客、乗組員及び航空貨物に係る事前報告制度の拡充(情報の充実・早期化・電子化)等に関する関税法等の規定を整備する。

(1)航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設

- ・出国PNRの入手により、早い段階で要注意旅客を選定し検査を実施。
- ・出国情報と入国情報の突合等により再入国旅客の行動を把握。

(注)航空機旅客に係るPNRは「予約者に関する事項:氏名、国籍、生年月日等」、「予約の内容に関する事項:予約日、航空券の番号、発行年月日等」、「予約者の携帯品に関する事項:携帯品の個数、重量等」、「予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項:搭乗手続をした時刻等」の35項目。

(2)航空機に係る入国APIの報告時期の前倒し

- ・入国APIの報告時期を、入港90分前から相当程度前倒し。
- ・前倒しにより税関における十分なりリスク分析及び取締体制を確保。

(注)航空機旅客に係る入国APIは「氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地、最終目的地、性別」の7項目であり、航空機乗組員に係る入国APIは「氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号」の5項目。

(3)航空貨物に係る積荷情報項目の追加

- ・マスターAWB情報の報告項目(荷送人・荷受人)を追加。
- ・ハウスAWB情報を報告対象に追加。

(注)マスターAWBとは航空会社と荷主又はフォワーダー等の混載貨物業者との間の航空運送状であり、ハウスAWBは、フォワーダーと個々の貨物の荷主との間の航空運送状である。したがって、混載貨物の情報はハウスAWBに含まれる。

(4)NACCSによる報告の原則化

- ・入出国API、入出国PNR及び航空貨物に係る積荷情報を原則NACCSにより報告。
- ・効果的・効率的なりリスク分析及び円滑な入出港手続の確保。

(5)特殊船舶等に係る出港手続等の整備

- ・出港手続及び資格変更手続を関税法上、明確化。
- ・出国APIを報告対象に追加。

4. 平成29年度関税改正 犯則調査手続の見直し

ICT: Information and Communication Technology「情報通信技術」の略

背景

経済活動のICT化等の進展に伴い、脱税事件を取り巻く環境も急速に変化し、証拠収集が困難になっているところ、国税犯則取締法の犯則調査手続の見直しが検討されている。

税関においても、経済活動のICT化等に対応していく必要があり、また、輸入内国消費税については国税犯則取締法を適用していることから、関税法上の犯則調査手続についても合わせて見直す必要がある。

見直しの内容

(1) 電磁的記録に関する証拠収集手続

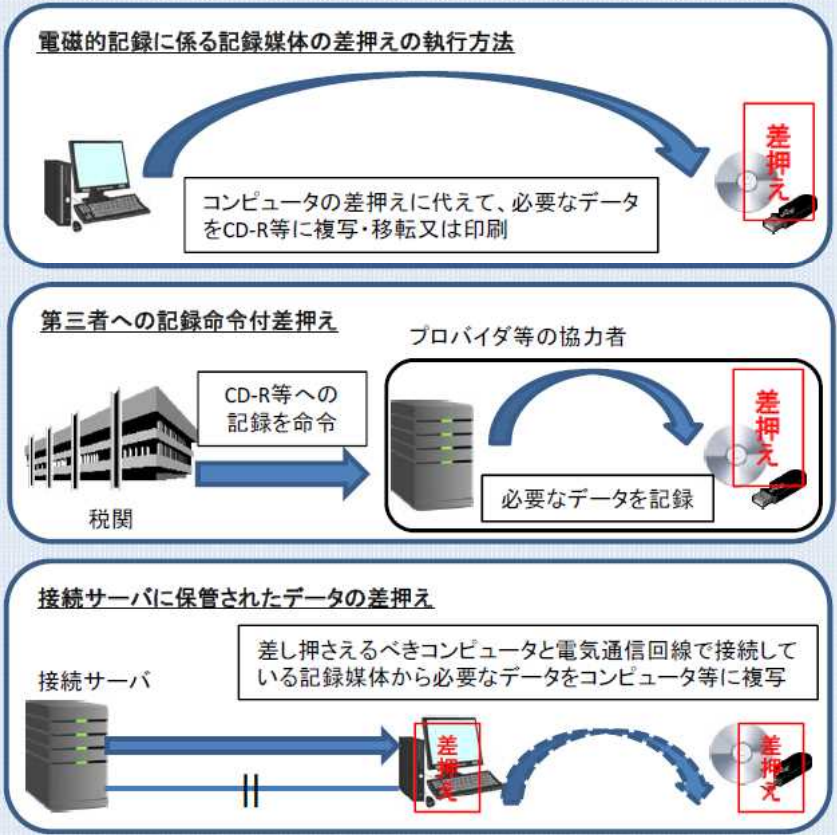
- 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法
- 第三者への記録命令付差押え
- 接続サーバに保管されたデータの差押え 等

(2) 犯則調査手続の明確化

- 通訳・翻訳の囑託
- 捜索証明書の交付
- 犯則の心証を得ない場合の通知 等

(3) 通告処分の見直し

- 差押物件等の保管費用等の納付を求める通告
- 職権による通告処分の更正 等

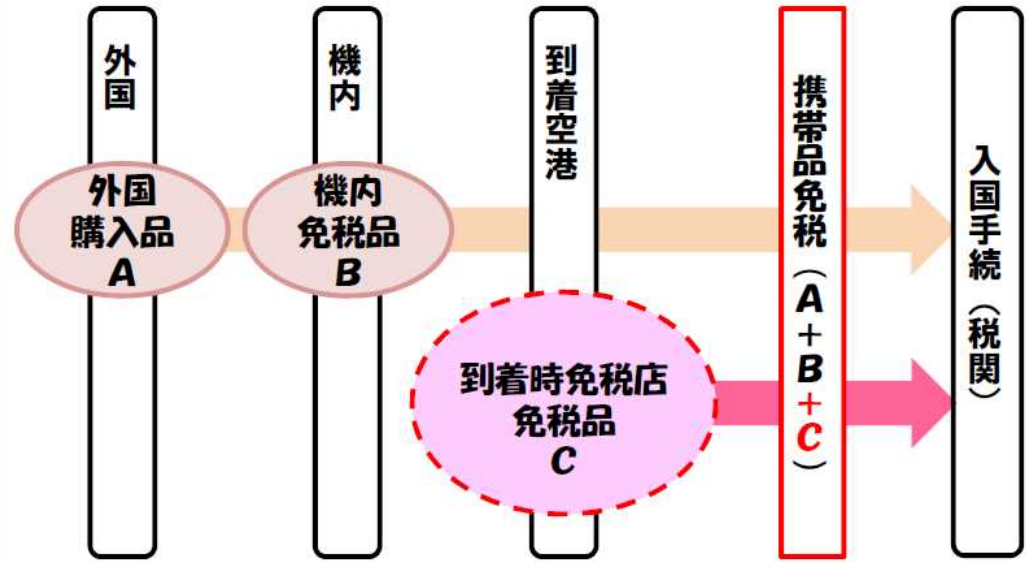


本邦国際空港の入国エリア内に到着時免税店(保税売店)を設置し、そこで入国旅客が購入して輸入する物品(外国貨物)を携帯品免税の対象とする。

施策の背景

- 「観光ビジョン実現プログラム2016ー世界が訪れたい日本を目指してー」(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016) (平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議) (抄)
⇒ コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討を行う。
- 「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」(平成28年6月2日閣議決定) (抄)
⇒ 到着時免税店制度について研究検討を行う。

海外旅行者等の免税品購入の流れ



携帯品免税制度

海外旅行者等が入国の際に携帯して輸入する個人使用目的の物品は、関税及び内国消費税(酒税・たばこ税を含む)が一定の範囲内で免税。

【主な免税範囲】

- ・ 酒類3本
- ・ たばこ2カートン(居住者)
- ・ 香水2オンス
- ・ 合計額20万円以下の物品

4. 平成29年度関税改正 その他

【農林水産省要望 ①】
配合たん白原料への植物性たん白原料の追加

【農林水産省要望 ②】
免税原料品等への同種の国産品等の追加

- 【現行】**
- 関税の免除を受けた原料品(免税原料品)の飼料以外への流用防止の観点から、免税原料品を使用して製造される配合飼料には、動物性たん白原料を全重量の2%以上含有することとしている。
 - 植物性たん白原料(大豆油かす、やし油かす等)は、動物性たん白原料に比べて安価。配合飼料の価格低減に資するよう植物性たん白原料を追加することは、我が国の畜産業の振興を目的とする承認工場制度の趣旨に適合する。

- 【現行】**
- 免税原料品と同種の国産品等(国産品及び課税済みの輸入原料品)との混用使用について、税関長は、免税原料品の数量管理等を行う観点から、特にやむを得ない理由がある場合のほか、原則として承認しないものとしている。
 - 配合飼料には、一定割合以上の免税原料品等を含有することとしているが、この免税原料品等には、同種の国産品等が含まれていない。
 - 帳簿、関係書類及び在庫等の検査により、免税原料品、同種の国産品等や配合飼料の数量等を確認することは可能。当該確認の可能な範囲で混用使用の承認をしても特段の支障は生じない。
 - 近年、免税原料品の輸入価格が大きく変動。配合飼料の原料費の低減に資するよう同種の国産品等の混用使用を可能とすることは、承認工場制度の趣旨に適合する。

- 配合飼料の全重量の2%以上配合することとされているたん白原料に、動物性たん白原料よりも安価な植物性たん白原料(大豆油かす等)を追加する。

- 混用使用の承認要件を緩和する。
- 配合飼料の配合割合における免税原料品等の含有量の算定に、混用使用する同種の国産品等の含有量も含むものとする。

飼料価格の低減